

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例
(通称：金属スクラップヤード等規制条例)

特定再生資源屋外保管業の手引

(第1.0版)

令和6年4月

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

目次

第1	はじめに	1
第2	特定再生資源屋外保管業とは	2
1.	特定再生資源	2
2.	特定再生資源屋外保管業	4
3.	適用除外となる事業	6
4.	適用除外となる市町村の区域	7
第3	許可の基準	8
1.	申請手続の基準	9
2.	特定再生資源屋外保管業の計画の基準	11
3.	特定再生資源屋外保管事業場の基準	14
4.	欠格事由の基準	16
第4	事業者の遵守事項	18
1.	事業者の責務	18
2.	基準遵守義務	19
3.	標識の掲示	26
4.	取引台帳の作成・保存	28
5.	現場責任者の配置	30
6.	事故時の措置	31
第5	申請等の手続	32
1.	許可の申請	32
2.	変更の許可の申請	44
3.	変更の届出	48
4.	廃業等の届出	51
第6	監督処分等	54
1.	報告徴収・立入検査	54
2.	命令	55
3.	許可取消し	56
4.	罰則	57
第7	参考資料	58
1.	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	58
2.	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則	64
3.	条例に基づく許可申請に係る審査基準	68
4.	許可申請に係る事前協議に関する指導要綱	73
5.	様式集	77

第1 はじめに

近年、資源の有効利用の観点からリサイクルを推進することが重要とされている中、県内では、収集した金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外において保管し、また、保管に伴い破砕等する事業を行う事業場（いわゆる「金属スクラップヤード」等）が増加しており、その一部では、異常な高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生しています。

県では、こうした状況に鑑みて、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）を制定し、令和6年4月1日をもって施行しました。

これから県内で特定再生資源屋外保管業を行おうとする者（以下「新規事業者」といいます。）は、県との事前協議（→p.33）を経て、許可の申請を行い、知事の許可を受けなければ、特定再生資源屋外保管業を行うことはできません。

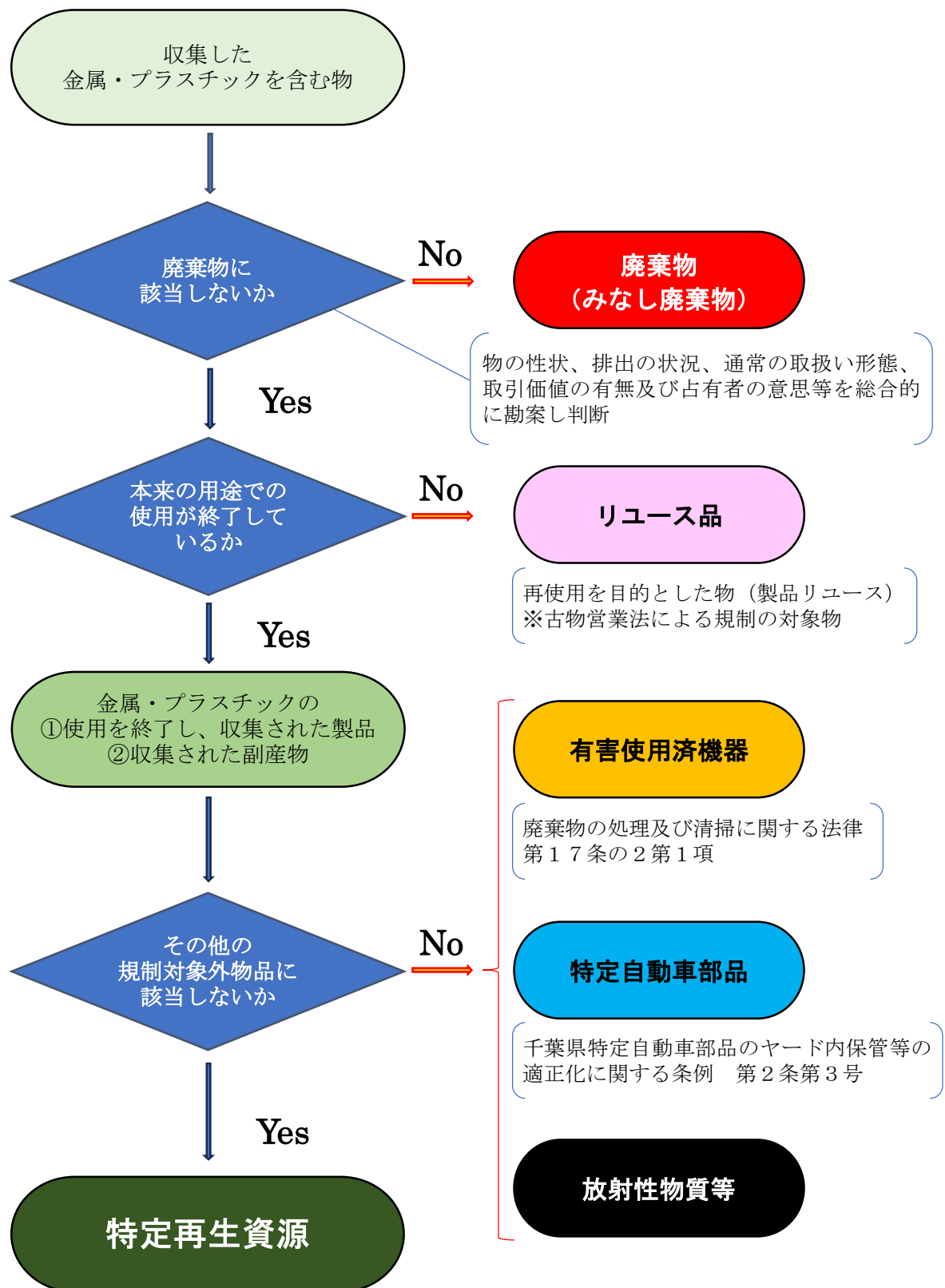
また、施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者（以下「既存事業者」といいます。）についても、引き続き県内で特定再生資源屋外保管業を行う場合は、令和7年3月31日までに県との事前協議を終了し、許可の申請を行う必要があります。

《凡例》

関係規程の名称	公布日（制定日）	略称
	最終更新日	
千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）	令和5年10月17日	条例 （県条例）
	〃	
千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和5年千葉県規則第71号）	令和5年12月28日	規則
	〃	
千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の規定の適用を除外する市町村の名称等（令和6年千葉県告示第118号）	令和6年3月5日	適用除外告示
	〃	
千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準	令和6年4月1日	審査基準
	〃	
千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱	令和6年4月1日	指導要綱
	〃	

第2 特定再生資源屋外保管業とは

1. 特定再生資源



【図1】 特定再生資源の該当性の判断フロー

(1) 特定再生資源に該当する物品

条例では、次に掲げるものを「特定再生資源」と定義しています。

また、特定再生資源に該当する物品について、「これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたもの」も、同様に特定再生資源となります。

- ① 使用を終了し^{※1}、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）
- ② 収集された金属又はプラスチック（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたもの^{※2}に限る。）

※1の「使用を終了し」とは、製品としての本来の用途での使用が終了していることをいい、再使用を目的として取引されている物品や、修理するために回収された製品は、これに該当しません。（古物営業法など、他の法令等による規制の対象となる場合があります。）

※2の「人の活動に伴い副次的に得られたもの」とは、いわゆる“副産物”のことであり、例えば、製品の製造等に伴う副産物としては、金属の削りかす、樹脂ダングと呼ばれるプラスチック製品の成形過程で発生する不要物、型抜き後の鉄板等の端材、規格外となり出荷できなかった材料などが、土木建築に関する工事に伴う副産物としては、廃材となったH鋼、鉄筋などが該当します。

特定再生資源の該当・非該当については、収集者の主観のみに基づいて判断するものではなく、前頁の図1の判断フローに従い、また、取扱いや流通状況の実態によって、客観的に判断されます。

(2) 規制対象外となる物品

次に掲げる物品については、他の法令等による規制を受けていることから、前記(1)の定義に該当する物品であっても、規制対象外となります。

- ① 廃棄物……廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
- ② みなし廃棄物（使用済自動車、解体自動車（解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品）……使用済自動車の再資源化等に関する法律第121条
- ③ 有害使用済機器……廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項
- ④ 特定自動車部品……千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第2条第3号
- ⑤ 放射性物質及びこれによって汚染された物

2. 特定再生資源屋外保管業

(1) 特定再生資源屋外保管業に該当する事業

条例では、次に掲げる要件に該当するものを「特定再生資源屋外保管業」と定義しています。

また、保管をするだけでなく、保管に伴って破砕等（破砕・切断・圧縮・解体・洗浄）をする事業も、規制対象事業に含まれます。

要件① 特定再生資源の保管をする事業であること

要件② 屋外^{※3}において保管をすること

要件③ 特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械^{※4}を使用して保管をすること

※3の「屋外」とは、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外」のことであり、例えば、柱だけで周囲の壁がなく、風雨が入り込むような建物や、容易に移動できる仮設の小屋などは、屋内保管と認められる建造物の内には該当しません。

※4の「特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械」とは、次に掲げる重機等の機械をいいます。

機械① 油圧ショベルその他これに類する機械

機械② フォークリフト（最大揚高が3mを超えるものに限る。）

機械③ クレーン

機械①「油圧ショベル」とは、油圧によって駆動する作業装置を装着した土工機械全般をいい、作業装置の具体例としては、次のとおりです。

作業装置の例：バックホウ、フェースショベル、グラブバケット グラップル、リフティングマグネット、フック
--

この例に該当しない作業装置を装着する場合であっても、特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができるものであれば、その名称、形状等にかかわらず、全て油圧ショベルに含まれますので、留意してください。

また、「これに類する機械」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・ 油圧ショベルと同様の作業装置を有する機械で、クローラ、ホイール等の走行装置に代えて台座等を有することで、地面等に固定されたもの

機械③の「クレーン」とは、荷を動力で吊り上げ、移動させるための機械全般をいい、移動式のものを含みます。

(2) 「自ら原材料として使用するために保管をするもの」

前記(1)の要件を満たす事業であっても、「自ら原材料として使用するために保管をするもの」は、特定再生資源屋外保管業に該当しません。

特定再生資源の保管が、これを原材料として使用するまでの間、一時的に行われているに過ぎない場合については、製造業等の本来の事業に付随するものであると考えられるためです。

例えば、鉄鋼の製造業を行う事業者が、鉄鋼の原材料となる鉄スクラップを、電気炉で融解する製造工程で使用するまでの間、自らの事業場内で保管をするような場合は、「自ら原材料として使用するために保管をするもの」として、条例の規制対象となりません。

具体的には、次の3つの要件を総合的に勘案し、事業の実態に照らして、「自ら原材料として使用するために保管をするもの」として、特定再生資源屋外保管業に該当せず、規制対象外となるかどうかを判断します。

① 収集した特定再生資源を自ら使用すること。

特定再生資源屋外保管業に該当する場合

他者が使用するもの(自ら使用しないもの)を保管する事業は、「自ら原材料として使用する」に該当しません。⇒規制対象事業

例えば、関連会社など、資本関係や業務提携関係がある特定の相手方のためにする保管に限られ、当該相手方以外に取引先がないような場合についても、他者が使用するものを保管する事業に当たる以上は、「自ら原材料として使用する」に該当しないこととなります。

② 使用に付随する一時的な保管であること。

特定再生資源屋外保管業に該当する場合

最終的に原材料として使用するとしても、収集した特定再生資源を使用するまでに選別、加工等の作業が必要であり、これらの作業を行うために保管をしていると認められる場合は、「使用するために保管をする」とは言えません。⇒規制対象事業

例えば、使用済みプラスチックを未処理・未選別の状態で収集する場合、原材料として使用できる状態にするための作業を行うまでの間に行われる保管は、破碎等(破碎・切断・圧縮・解体・洗浄)を行うための保管に当たります。

また、原材料として使用する事業場と異なる事業場で保管を行っている場合、当該保管は、使用に付随するものとは認められません。

③ それ以外のものの保管をしていないこと。

特定再生資源屋外保管業に該当する場合

収集した特定再生資源の全量が原材料として使用されていない場合は、原則として、特定再生資源屋外保管業を行う事業者が該当します。⇒規制対象事業

全量でない場合は、「自ら原材料として使用するために保管をするもの」に該当する部分があるとしても、それ以外の目的での保管も行われていることとなりますので、事業全体としては、特定再生資源屋外保管業に該当しないとは言えません。

3. 適用除外となる事業

次に掲げる特定再生資源屋外保管業には、条例の規定は適用されません。

- ① 国又は地方公共団体が行う特定再生資源屋外保管業
- ② 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に規定する荷さばき施設及び同項第8号に規定する保管施設において行われる特定再生資源屋外保管業

なお、②については、港湾の区域内で特定再生資源を保管していれば適用除外となるわけではなく、港湾法上の施設と位置付けられている事業場内で特定再生資源を保管している場合に限り、適用除外となるものです。

また、港湾法上の施設に対しては、別途、基準等が設けられている場合がありますので、港湾法等の関係法令に基づく確認が必要です。

■港湾法（昭和25年法律第218号）

（定義）

第2条

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第1号から第11号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第12号から第14号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設

八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。）

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

4. 適用除外となる市町村の区域

次の表 1 に掲げる市町村の区域では、条例の規定は適用されません。

その代わりに、当該市町村の区域では、それぞれの市町村が独自に定めた規制条例が適用されることとなります。

【表 1】適用除外とする市町村の名称等

市町村の名称	適用を除外する日	適用される市町村の規制条例
千葉市	令和 6 年 4 月 1 日	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 3 年千葉市条例第 3 6 号）
袖ヶ浦市	令和 6 年 4 月 1 日	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 4 年袖ヶ浦市条例第 1 9 号）

なお、当該市町村から別の市町村にかけて、境界を跨ぐように事業場を設置している場合は、県条例に基づく許可と当該市町村が独自に定めた規制条例に基づく許可の両方を取得する必要があります。

第3 許可の基準

条例では、「特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。」と定めています。

この特定再生資源屋外保管業の許可は、“許可の基準”を満たす事業者のみ取得できるもので、この基準は、条例第9条に規定されています。

■条例

(許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第11条第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 特定再生資源に用いられ、又は付着している油が保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不透水性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ロ この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 第19条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

ニ 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

なお、特定再生資源屋外保管業の変更の許可についても、“許可の基準”は、これと同様のものとなります。

1. 申請手続の基準

申請手続に条例違反がないか、特に申請に先立って実施する住民説明会等が周辺地域の住民に対する事業内容の周知として適切なものとなっているか審査します。

具体的な基準は、以下のとおりです。

《申請手続の基準》

■条例（第9条柱書）

（許可の基準）

第9条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

■条例（第7条）

（住民への周知）

第7条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

■規則（第3条・第4条）

（住民への周知の方法）

第3条 条例第7条の規定により条例第8条第1項の許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対して特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるために講ずる必要な措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が300メートル以内の区域（以下「特定区域」という。）に居住する住民に対し、特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会を開催すること。
- 二 特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を特定区域に居住する住民に配布すること。
- 三 特定再生資源屋外保管業の内容を当該特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

（周知させる特定再生資源屋外保管業の内容）

第4条 条例第7条の規定により周知させる特定再生資源屋外保管業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- 四 条例第8条第2項第4号に規定する区分
- 五 保管物を積み上げる高さ
- 六 破碎等をする場合にあつては、当該破碎等の種類
- 七 特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日
- 八 現場責任者となる予定の者の氏名
- 九 その他知事が定める事項

■審査基準（第2の1）

1 条例第9条柱書関係（申請手続の基準）

条例第7条の規定による住民への周知が、下記（1）から（4）までに照らして、その方法及び内容において、特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるための十分なものと認められない場合は、不許可の要件として条例第9条に定める「その申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるとき」に該当するものと判断する。

（1）周知の内容

周知する特定再生資源屋外保管業の内容は、住民への周知を規則第3条各号に規定するいずれの方法によって実施するかにかかわらず、規則第4条各号に規定する事項が全て含まれたものであること。

（2）説明会を開催する場合の手続

住民への周知を規則第3条第1号に規定する説明会の開催によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 日時、場所等

説明会を開催する日時及び場所について、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して定められていること。

また、会場の選定に当たっても、特定区域に居住する住民の数を考慮して、十分な広さ及び適切な設備を有するものが選定されていること。

イ 開催の周知

説明会の開催の日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に対して周知されていること。

また、この開催の周知に当たっては、多くの住民が参集できるよう十分な周知期間が設けられていること。

ウ 開催の周知の方法

開催の周知の方法について、説明会の開催の日時、場所等を記載した書面の特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所での掲示、自治会、町内会等を通じた回覧その他の適当な方法により行われていること。

（3）書面を配布する場合の手続

住民への周知を規則第3条第2号に規定する書面の配布によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

書面を配布する方法について、特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、自治会、町内会等を通じた配布その他の特定区域に居住する住民のできる限り全員に行き渡るような適当な方法により行われていること。

イ 実施期間

書面の配布後、住民がその内容を確認するための時間を確保するため、許可申請までに十分な実施期間が設けられていること。

（4）掲示及びインターネットの利用による場合の手続

住民への周知を規則第3条第3号に規定する掲示及びインターネットの利用によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

掲示する方法は、掲示板等を用いて公衆の見やすい場所で行われていること。

インターネットを利用して住民の閲覧に供する方法は、ウェブサイト等に掲載し、広く一般に公開する方法により行われていること。

イ 実施期間

掲示及びインターネットの利用には、多くの住民に対する閲覧の機会を確保するため十分な実施期間が設けられていること。

なお、許可申請後も、少なくとも当該許可申請に対する許可又は不許可の処分がなされるまでの間は、掲示及び公開をしておく必要があること。

2. 特定再生資源屋外保管業の計画の基準

事業計画について、条例の基準遵守義務に適合するか審査します。

具体的な基準は、以下のとおりです。

《特定再生資源屋外事業場の基準》

■条例（第9条第1号）

- 一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第11条第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。

■条例（第11条第2号～第5号）

（基準遵守義務）

第11条 特定再生資源屋外保管業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 二 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

■規則（第6条）

（保管物の保管の高さ）

第6条 保管物に係る前条第3項に規定する特定再生資源の区分が金属スクラップ又はプラスチック類に該当する場合における条例第11条第2号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分（保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下同じ。）がない場合（第3号に掲げる場合を除く。）

当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）

基準線（直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）をいう。以下同じ。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

- 三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合

次のイ若しくはロに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

- 2 保管物に係る前条第3項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第11条第2号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。
- 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第3号に掲げる場合を除く。）
前項第1号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
 - 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）
前項第2号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
 - 三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合
前項第3号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの

■審査基準（第2の2）

2 条例第9条第1号関係（特定再生資源屋外保管業の計画の基準）

(1) 保管物の高さに関する基準（条例第11条第2号）

特定再生資源屋外保管業の計画（以下「事業計画」という。）において、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第2号に規定する保管物の高さを遵守して保管をすることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

- ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別
- イ 当該保管の場所における保管物の保管の高さに係る規則第6条第1項又は第2項の規定の適用関係
- ウ 当該保管の場所における保管の作業の具体的な方法及び手順
- エ 当該保管の場所の囲いに係る直接負荷部分の有無
- オ イからエまでに照らして、当該保管の場所において保管をすることができる最高の高さ

三 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

■規則（第7条）

（火災の発生又は延焼防止のための措置）

第7条 条例第11条第3号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 一 保管物（第5条第3項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 二 保管物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- 三 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。）。
- 四 その他知事が必要と認める措置

■審査基準（第2の2）

(2) 火災対策に関する基準（条例第11条第3号）

事業計画において、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第3号に規定する措置を講ずることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

- ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別
- イ 当該保管の場所における保管物に係る規則第7条第1号から第3号までの規定の適用関係
- ウ 規則第7条第1号に規定する措置として、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

- 四 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

■審査基準（第2の2）

(3) 汚水対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」を講ずることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を定めていること。

ア 保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破碎等の作業その他の工程による汚水の発生の有無を示したもの

イ 汚水の回収及び処理の方法（汚水を事業場外に放流せず循環利用する方法、汚水を処理し事業場外に放流する方法その他の汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な方法に限る。）

ウ 条例第11条第4号の「必要な措置」として、次に掲げる措置を講ずることを定めていること。

(ア) 汚水を処理し事業場外に放流する場合にあっては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講ずること。

(イ) 汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

(4) 悪臭対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うことを定めていること。

- 五 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

■審査基準（第2の2）

(5) 騒音・振動対策に関する基準（条例第11条第5号）

事業計画において、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように、条例第11条第5号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、次に掲げる措置を講ずることを定めていること。

ア 早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破碎等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限すること。

イ 騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

3. 特定再生資源屋外保管事業場の基準

事業場について、条例の基準に適合するか審査します。

具体的な基準は、以下のとおりです。

《特定再生資源屋外保管事業場の基準》

■ 条例（第9条第2号）

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

■ 審査基準（第2の3）

3 条例第9条第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(1) 囲いの設置の基準

条例第9条第2号イの囲いは、次の基準を満たすものであること。

ア 囲いは、保管の場所の全周囲に設けられていること。

ただし、次に掲げる場合には、それぞれ必要な部分に囲いが設けられていれば、基準を満たすものと判断する。

イ 特定再生資源屋外保管事業場の全体が基準を満たす囲いによって囲まれている場合には、これを保管の場所の周囲に設けた囲いとするので、保管の場所ごとに別の囲いを設ける必要はないこと。

ウ 保管の場所が切り立った崖に面する崖下に位置している場合など、地形その他の自然的条件によって特定再生資源屋外保管事業場から保管物が崩落するおそれがない立地であると認められる部分がある場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はないこと。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

■ 審査基準（第2の3）

3 条例第9条第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(2) 囲いの構造耐力の基準

条例第9条第2号ロの「構造耐力上安全である」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、囲いが倒れ、又は壊れること等により、保管物が周辺に崩落しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであること。

イ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に変形又は損壊により保管物が周辺に崩落するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

- ハ 特定再生資源に用いられ、又は付着している油が保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあつては、保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

■審査基準（第2の3）

3 条例第9条第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(3) 底面の不浸透措置の基準

条例第9条第2号ハの「保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われている」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 油を含む汚水の地下浸透を防止するため、床面をコンクリート敷設することその他鋼板との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。
- イ 保管物の自重、積み上げる作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。
- ウ 底面には、油を含む汚水が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。
- エ 書類及び図面によって、底面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該底面が油を含む汚水の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に破損等により油を含む汚水が地下に浸透するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(4) 油水分離装置等の設置の基準

条例第9条第2項ハの「油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられている」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 不浸透性の材料で覆われた底面の上を流れる油を含む汚水が保管等の場所から流出しないように、底面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。
- イ 排水溝によって集水した油を含む汚水から油を分離し、回収するため、排水溝と接続する適当な場所に油水分離装置を設置すること。
- ウ 油水分離装置及び排水溝は、流入する油を含む汚水を処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、油を含む汚水の量だけでなく、流入する雨水等の量も勘案すること。
- エ 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝が油を含む汚水を保管等の場所から流出させるおそれがないものであることを十分に示すこと。

4. 欠格事由の基準

申請者について、資質や社会的信用性などの観点から条例の遵守を期待できない者として類型化した欠格事由に該当しないか審査します。

具体的な基準は、以下のとおりです。

なお、許可の申請に当たっては、申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面として、誓約書の提出を求めています。

誓約書の様式は、手引第1号様式のとおりです。（→p.104）

誓約書には、事業者自身（法人の場合は、代表者）の署名が必要です。

《欠格事由の基準》

■条例（条例第9条第3号）

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ロ この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 第19条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

ニ 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

■審査基準（第2の4）

4 条例第9条第3号関係（欠格事由の基準）

（1）特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

条例第9条第3号ニの「特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、同号イからハまで及びホからチまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、特定再生資源屋外保管業に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア 過去において、繰り返し条例に基づく許可の取消処分を受けている者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）

ウ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものを行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）

エ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

- ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの
- ト 法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

■審査基準（第2の4）

4 条例第9条第3号関係（欠格事由の基準）

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

条例第9条第3号チの「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれる。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

第4 事業者の遵守事項

1. 事業者の責務

条例では、許可を受けた事業者の責務として、事業場からの保管物の崩落、事業場における火災の発生等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならないことを定めています。

これをより具体化したものとして、指導要綱では、次の4つの責務を定めており、事業計画の策定及び事業場の設置の計画段階からこれを遵守することで、適正な事業者による資源リサイクルの推進を求めています。

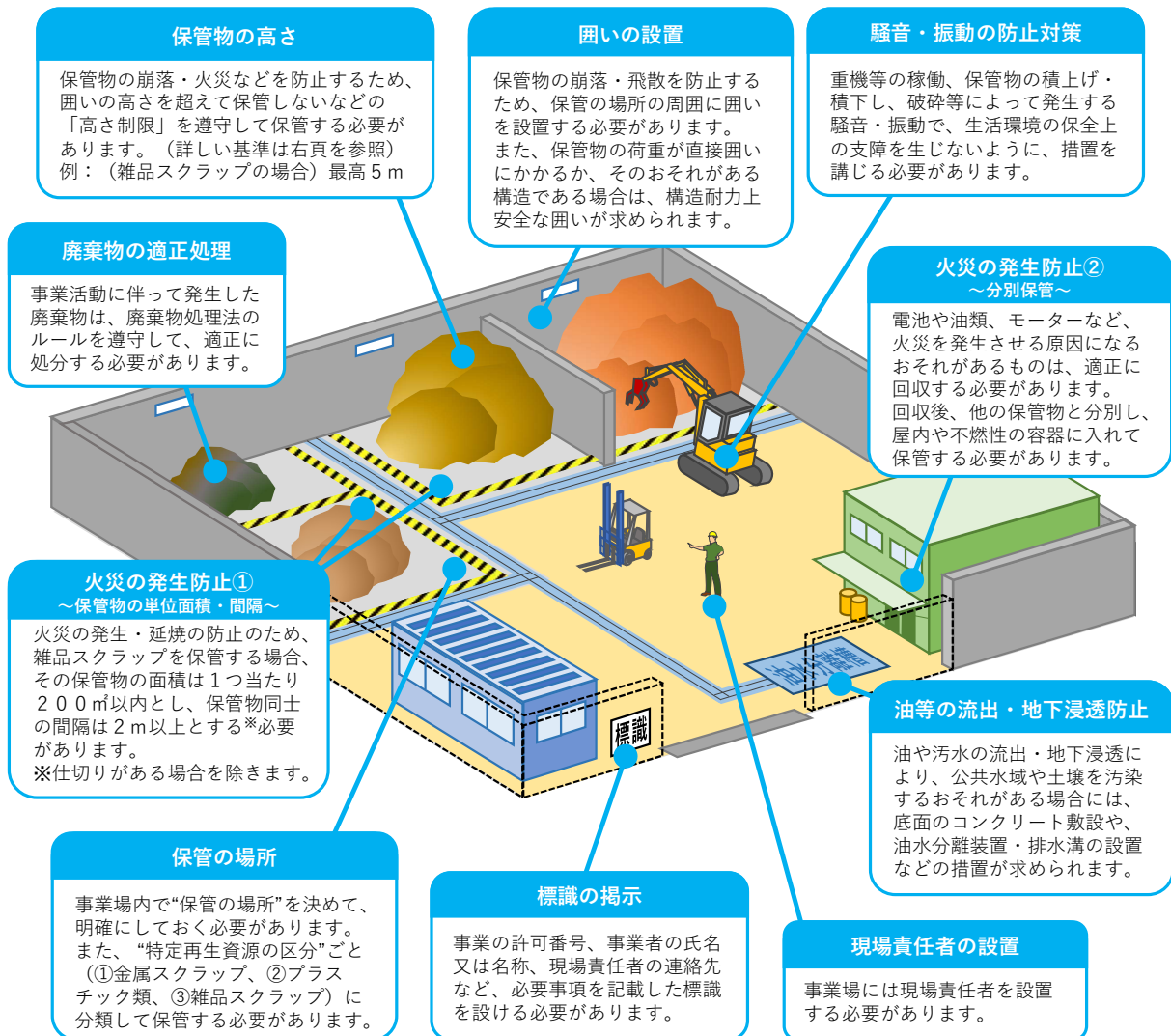
- ・ 事業者は、特定再生資源屋外保管業を行うに当たっては、条例その他関係法令等で定める義務のほか、指導要綱に定める事項を遵守しなければならないこと。
- ・ 事業者は、特定再生資源屋外保管業を行うに当たっては、特定再生資源屋外保管業に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならないこと。
- ・ 事業者は、特定再生資源屋外保管業を行うに当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用に関する計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならないこと。
- ・ 事業者は、特定再生資源屋外保管業を行うに当たっては、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないこと。

2. 基準遵守義務

条例では、許可を受けた事業者に対し、適正な事業が行われるための様々な義務が定められています。

また、事業者は、許可を受けるときだけでなく、許可後も常に許可の基準を遵守し続けている必要があります。

次の図2は、事業者の義務の全体像を示したものです。



【図2】特定再生資源屋外保管業を行う事業者の義務

(1) 事業計画の遵守

事業者は、許可の申請時において、条例第9条第1号の基準として、条例第11条第2号から第5号までに掲げる基準に適合する特定再生資源屋外保管業の計画（→p.11）を策定することが定められています。

事業者は、この事業計画に基づいて実際の事業を行うことで、次の各基準を遵守する必要があります。

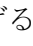



ア 保管物の高さの基準

事業者は、事業場からの保管物の崩落又は飛散及び事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが所定の高さを超えないようにする必要があります。

例えば、保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が、“雑品スクラップ”の場合、積み上げ可能な高さは、最大で5mとなります。

積み上げ可能な高さは、次の表2のとおり、保管の場所において保管物をどのように保管するか、そのパターンに応じて個別に定められています。

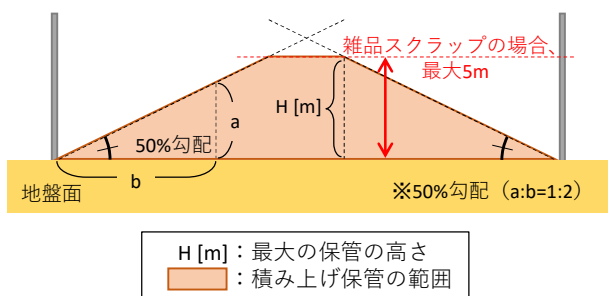
【表2】 保管物の高さの基準

	保管のパターン	積み上げ可能な高さ
一	保管の場所の囲いに直接 負荷部分がない場合 ※  に掲げる場合を除く。 →次頁の図3-1	当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
二	保管の場所の囲いに直接 負荷部分がある場合 ※  に掲げる場合を除く。 →次頁の図3-2	基準線から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの） イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ ロ  に規定する高さ
三	保管の場所の三方の囲いに 直接負荷部分がある場合 →次頁の図3-3	次のイ若しくはロに規定する高さのうちいずれか低いもの又は  に規定する高さ イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

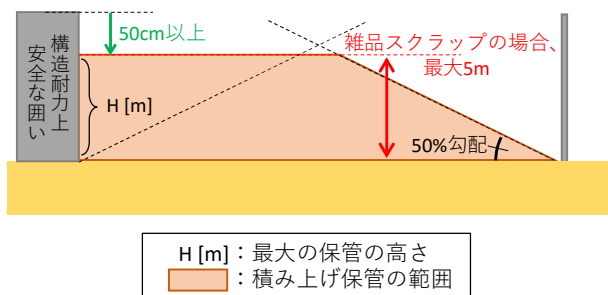
※1 直接負荷部分とは、「保管物の荷重が直接かかる構造である部分」をいいます。

※2 基準線とは、「直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線」をいいます。なお、直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端が基準線となります。

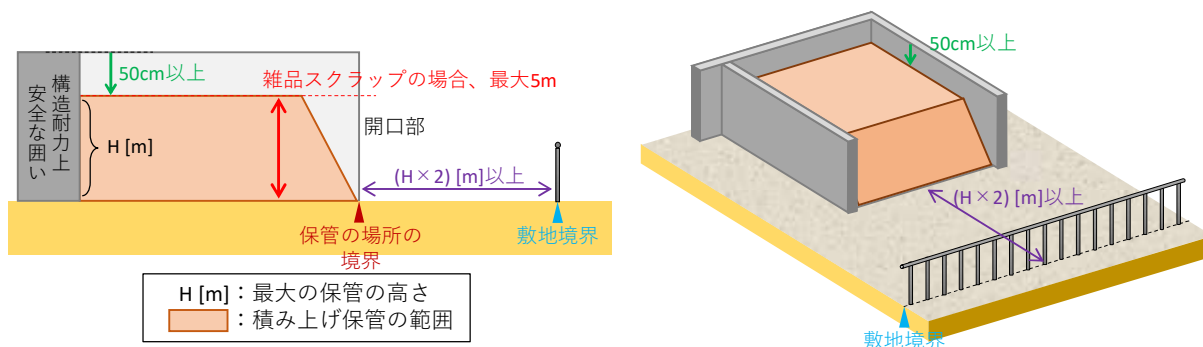
※3 保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が“雑品スクラップ”の場合、積み上げ可能な高さは、各号の基準に加えて、「最大5m」とする基準が適用されます。



【図 3 - 1】 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（模式図）



【図 3 - 2】 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（模式図）



【図 3 - 3】 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合（模式図）

このように、保管物の高さの基準は、事業計画において保管の場所ごとに定めた当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分（＝保管区分）と、保管の場所の周囲に設ける囲いと保管物の積み上げ方の関係で決まる仕組みとなっています。

そこで、事業者は、保管の場所以外で保管物の保管をしてはならないことは当然として、事業計画において定めた保管の場所ごとの保管区分と積み上げ方を遵守して、保管作業を行う必要があります。

また、保管区分と異なる保管がなされないように、保管の場所ごとの保管区分を事業場内の掲示等で明示するとともに、保管区分に適合した保管をすることができない場合は、特定再生資源の受入れ自体を行わないように留意してください。

イ 火災の発生・延焼を防止する基準

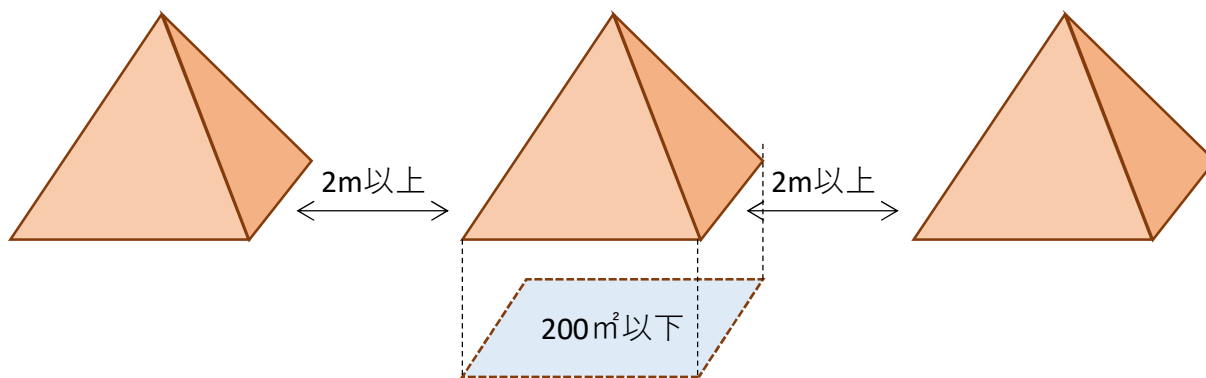
事業者は、事業場における火災の発生又は延焼を防止するための措置を講じる必要があります。

特に、保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が“雑品スクラップ”の場合は、次の3つの措置を講じなければならないことが規則において定められています。

- 一 保管物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 二 保管物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- 三 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること。
(当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。)

具体的には、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理が適切に行われるよう、回収及び処理の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

また、“保管の単位”に関する措置は、これを模式図で示すと、次の図4のようになります。



【図4】 保管の単位に係る基準（模式図）

これらの防止措置のほか、火災が発生したときにおける対策措置として、消防への通報体制や、初期消火の手順などを記載したマニュアル等の作成が求められます。

また、事業場の立地状況、周辺環境等によっては、市町村消防との協議により、消火設備等に関して別途必要な措置を求められることがあります。

ウ 汚水対策の基準

事業者は、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように必要な措置を講じる必要があります。

事業者は、事業計画において、保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破砕等の作業その他の工程による汚水の発生の有無を示し、汚水を生じさせるおそれのある保管等の場所では、汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な汚水の回収及び処理の方法を定めることとなっています。

そこで、事業者は、汚水を生じさせるおそれのある保管等の場所以外で保管物の保管等をしてはならないことは当然として、事業計画において定めた汚水の回収及び処理方法を適切に実行する必要があります。

具体的には、汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

特に、汚水の回収及び処理の方法として、汚水を事業場外に放流せず循環利用する場合にあっては、最終的に廃棄物として適正に処理すること、汚水を処理し事業場外に放流する場合にあっては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講じることが必要になります。

なお、これらの必要な対策を講じたにもかかわらず、現に事業場外への排水に異常（有害物質の流出等に限られず、油等の浮遊や、著しい濁り、着色等がある場合も、異常に含まれます。）が認められるような場合には、原因を突き止めるため自主的な水質検査の実施を求めるほか、必要に応じて、追加措置を講じるよう指示することがあります。

エ 悪臭対策の基準

事業者は、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように必要な措置を講じる必要があります。

事業者は、事業場の立地状況、周辺環境等により、悪臭に対する措置を講じる必要がないと認められる場合を除き、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

なお、標準作業書において定めるべき具体的な措置の例としては、次のようなものが考えられます。

- ① 定期的な散水等の実施により、悪臭の発散を防ぐこと。
- ② 事業場に隣接する住宅等がある場合、風向きに注意するとともに、悪臭が発散するおそれのある作業は、敷地境界から極力離れて行うこと。

オ 騒音・振動対策の基準

事業者は、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講じる必要があります。

事業者は、事業場の立地状況、周辺環境等により、騒音・振動に対する措置を講じる必要がないと認められる場合を除き、近隣の住民等への配慮として、早朝及び夜間においては、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破碎等の作業その他の騒音・振動を発生する行為を制限することが必要になります。

また、騒音・振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

なお、標準作業書において定めるべき具体的な措置の例としては、次のようなものが考えられます。

- ① 高所から保管物を落下させるなど、大きな騒音・振動が発生する作業方法を取らないこと。
- ② 保管等の作業に使用する車両、重機等や施設について、可能な限り低騒音型・低振動型のものを導入すること。
- ③ 騒音・振動を生じさせる保管等の作業を、極力短時間で集中的に行うことや、車両、重機等を使用する必要がない時間帯に、アイドリングや無駄な空ぶかしを行わないようにすること。
- ④ 事業場に隣接する住宅等がある場合、騒音・振動が発生する作業は、敷地境界から極力離れて行うこと。

(2) 特定再生資源屋外保管事業場の維持

事業者は、許可の申請時において、条例第9条第2号に掲げる基準に適合する事業場（→p.14）を設置することが定められており、許可を受けた後は、条例第11条第1号の基準として、事業場を許可基準に適合するように維持する必要があります。

その方法として、事業者は、標準作業書において、事業場の維持に関する計画を記載することとなっており、この計画では、事業場の構造及び設備に係る定期的な点検及び補修の方法並びにその頻度その他必要な事項を定めることが必要になります。

事業者は、策定した事業場の維持に関する計画を遵守して、事業場を常に許可基準に適合するように維持することになります。

なお、定めたスケジュールに従って定期的・計画的に点検及び補修をすることは当然ですが、現に事業場の構造及び設備に異常が確認された場合には、このスケジュールとは関係なく、直ちに補修等の必要な措置を講じる必要があることに留意してください。

3. 標識の掲示

事業者は、事業場ごとに、公衆の見やすい場所（原則としては、事業場の出入口の門扉付近となります。）に標識を掲示する必要があります。

（1）標識の様式等

標識には、次に掲げる事項を記載する必要があります。

- ① 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- ② 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- ④ 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
- ⑤ 条例第8条第2項第4号に規定する区分
- ⑥ 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- ⑦ 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類
- ⑧ 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

標識の様式は、規則第5号様式です。（→p. 95）

サイズは、縦横ともに90cm以上とする必要があります。

次頁の記載例を参考にして、作成したものを掲示してください。

（2）標識の留意事項

標識には、常に最新の正確な情報が記載されている必要があります。

そこで、汚損、破損等により標識の記載事項が判読できなくなったときは、速やかに補修等の必要な措置を講じてください。

また、標識の記載事項を変更しようとするときは、その内容に応じて、特定再生資源屋外保管業の変更の許可を受け、又は変更の届出をした上で、速やかに書換え等の必要な措置を講じる必要があります。

■標識の記載例

特定再生資源屋外保管業に関する標識			
許可の年月日	令和6年9月1日	許可番号	千葉ヤード〇〇〇〇
特定再生資源屋外保管業者			
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〇〇市△△△△ XX番地			
ヤードの住所ではなく、事業者の住所を記載			
連絡先の電話番号 XXX-XXXX-XXXX（携帯電話：XXX-XXXX-XXXX）			
特定再生資源屋外保管事業場			
所在地 〇〇市△△△△ XX番地	平面図		
ヤードの住所を記載	（※事業場全体が分かるような平面図を掲載）		
敷地面積 （実測） 2,000㎡			
特定再生資源屋外保管業の内容			
保管をする特定再生資源の区分 雑品スクラップ（業務用機械類、バッテリー、被覆銅線 など） 金属スクラップ（H鋼、鉄骨、アルミサッシ など） プラスチック類（塩化ビニルパイプ、生活雑貨 など）			
区分を全て記載 また、区分ごとに、 主な取扱物品を記載			
保管の高さ（最高） 5m	ヤード全体で、 最も高い地点を記載	破砕等の種類（破砕等をする場合） 破砕、切断、解体	破砕、切断、圧縮、 解体、洗浄から選択
現場責任者			
氏名（役職） 施設長 〇〇 〇〇		連絡先の電話番号 携帯電話：XXX-XXXX-XXXX	
主たる責任者を記載 （複数併記も可）			
特記事項 作業時間：月～金 午前9時から午後5時まで			
許可条件や作業時間を記載			

4. 取引台帳の作成・保存

事業者は、特定再生資源を取引するときは、受け取る場合も引き渡す場合も、取引した物品の種類や取引した相手方を取引台帳で管理する必要があります。

取引台帳による管理に関連して、取引に当たっては、廃棄物や有害使用済機器など他の法令等で規制されている物品と混同しないよう注意するとともに、身分を明らかにしない者とは、特定再生資源の取引を行うことがないようにしてください。

(1) 取引台帳の作成の方法

事業者は、特定再生資源を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引台帳に記載し、又は電磁的方法により記録する必要があります。

また、取引台帳には、次に掲げる事項を全て記載し、又は電磁的方法により記録することとしてください。

- ① 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- ② 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称
- ③ 特定再生資源の取引の年月日
- ④ 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- ⑤ 取引した特定再生資源の種類
- ⑥ 取引した特定再生資源（一体的に取引した物品を含む。）の数量

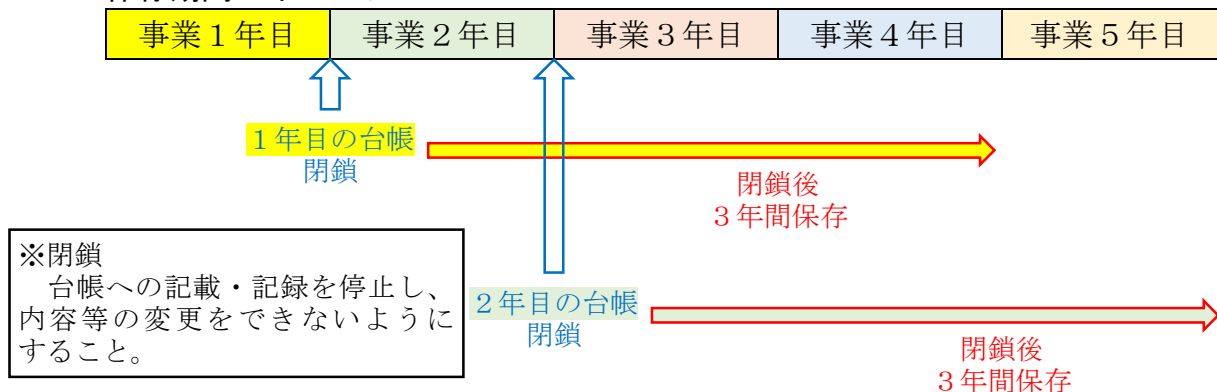
(2) 取引台帳の保存の方法

取引台帳は、1年ごとに閉鎖*し、閉鎖後3年間保存することになります。

事業者は、この取引台帳を事業者の住所又は所在地において、直ちにその内容を確認できる状態で備え付けるか、電磁的記録を直ちに書面に表示することができる状態で保存する必要があります。

取引台帳は、県職員による立入り等でその内容を確認することがあるため、事業場において保存しない場合には、県内の事務所等で確認できる状態とし、あらかじめ、その場所を知事に報告するようにしてください。

■ 保存期間のイメージ



(3) 取引台帳の留意事項

取引台帳は、取引（受取・引渡し）ごとに記載し、記録します。

複数回の取引を1つにまとめることは、同じ1日の中であっても、また、同じ相手方との取引であっても、できません。

取引した特定再生資源の種類としては、物品の具体的な名称を記載してください。（複数の物品が混然一体となっている雑品の場合は、その旨と、主に含まれている物品の名称を記載する必要があります。）

取引した特定再生資源の数量については、事業内容によって、重量、体積、個数等を統一することが困難な場合もあるため、単位系は限定しませんが、できるだけ詳細に記載してください。

また、備考の欄を設け、取引した特定再生資源の区分（金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ）を記載するとともに、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、その数量等もできるだけ詳細に記載してください。

指定の様式はありませんので、次の記載例を参考に作成してください。

■取引台帳の参考例

(受取の台帳)

許可年月日	令和6年9月1日	許可番号	千葉ヤード〇〇〇〇	
特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称		株式会社〇〇〇〇		
受取年月日	取引の相手方の氏名又は名称	特定再生資源の種類	特定再生資源の数量	備考
9月10日	〇〇 〇〇	被覆銅線	60kg	雑品スクラップ
9月10日	◇◇株式会社	H鋼	800kg	金属スクラップ
9月11日	有限会社△△	ペットボトル	100kg	プラスチック類
9月12日	◇◇株式会社	雑品類 (業務用機械等)	800kg	雑品スクラップ バッテリー5台を含む。

(引渡しの台帳)

許可年月日	令和6年9月1日	許可番号	千葉ヤード〇〇〇〇	
特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称		株式会社〇〇〇〇		
引渡年月日	取引の相手方の氏名又は名称	特定再生資源の種類	特定再生資源の数量	備考
9月16日	株式会社□□	銅線	50kg	金属スクラップ
9月17日	株式会社××	プラスチック (フレック)	フレコンバッグ 10袋	プラスチック類
9月18日	株式会社□□	鉄スクラップ	400kg	金属スクラップ
9月18日	☆☆株式会社	鉄スクラップ	400kg	金属スクラップ

5. 現場責任者の配置

事業者は、事業場に現場責任者を置く必要があります。

現場責任者の配置状況を把握するため、氏名、連絡先等の情報は、申請又は届出の事項となっています。（連絡先は、現場責任者に直接連絡を取ることができる電話番号を記載してください。）

現場責任者が事業場を不在にしている間は、特定再生資源の搬出入や積卸し、保管・破砕等の作業を行うことはできません。

(1) 配置の基準

現場責任者は、事業場ごとに配置しなければならないものとなります。

また、事業者は、あらかじめ、配置した現場責任者が不在となるときに、これに代わって現場責任者となる者を定めておくことができます。

(2) 選任の基準

現場責任者の配置義務は、事業を適正に管理し、監督する役割を担う者が必要であることから、制度として設けたものであり、形式的でも配置されてさえいれば誰でも良いというものではありません。

特に、県職員が事業場に立入り等を実施する際に、これに対応し、事業に関する質問に答えられる程度に事業の全体を把握している必要があります。

事業内容及び事業場の構造、設備等に精通している者で、適正な事業が行われるよう業務を管理し、又は監督することができる能力と経験を有するものを現場責任者に選任してください。

(3) 現場責任者の職務

現場責任者は、事業を適正に管理し、監督することを職務として、保管物の崩落、火災の発生等の事故を生じさせないように日常的に努めるとともに、万が一、事故等が発生してしまったときは、次頁の「6. 事故時の措置」に基づき、適切な対応が行われるよう率先して行動することが求められます。

また、周辺地域との信頼関係構築のため、近隣住民等の問合せに対応することも、現場責任者に求められる役割の1つとなります。

(4) 手続について

現場責任者は、代行となる者も含めて選任した全員を記載して、許可の申請時に、県に報告してください。（規則第1号様式の第6面（→p. 83））

また、新たに選任したときや選任の状況に異動があるときも、同様に届出による県への報告が必要となります。（規則第3号様式の別紙4（→p. 93））

申請又は届出がない現場責任者は、条例に基づいて配置された現場責任者としては認められません。

6. 事故時の措置

事業者として、事業場において、保管物の崩落、火災の発生等の事故を生じさせないよう日常的に努めることは当然ですが、万が一、事故等が発生してしまったときは、事故等を収束させ、被害の拡大を防止するためにも、適切に対応することが求められます。

特に、火災が発生したときや、事故等により救急搬送が必要な負傷者が出たときは、直ちに消防・救急への緊急通報をしてください。

緊急通報のほか、事業場において、保管物の崩落、火災の発生等の事故が生じたときは、県に対しても、状況報告が必要です。（詳細な報告書の提出は、必要に応じて後日あらためて求めますので、まずは、下記の連絡先に速やかに電話で一報を入れてください。）

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
電話番号 043-223-3275

このとき、県から、応急の措置又は事故の拡大若しくは再発の防止のために必要な措置を講じるよう指示をすることがありますので、現場責任者を中心に直ちに適切な措置を講じるよう努めてください。

また、事業者には、万が一の事故の発生に備えて、県その他通報が必要な関係機関の連絡先等を記載した連絡通報表を作成し、事業場内の見やすい場所に掲げるか、事務所等に備え置くなどして、速やかな事故報告ができるような体制作りを求めます。

■緊急通報

消防・救急

電話番号 119

千葉県警察

電話番号 110

■その他、関係機関の連絡先

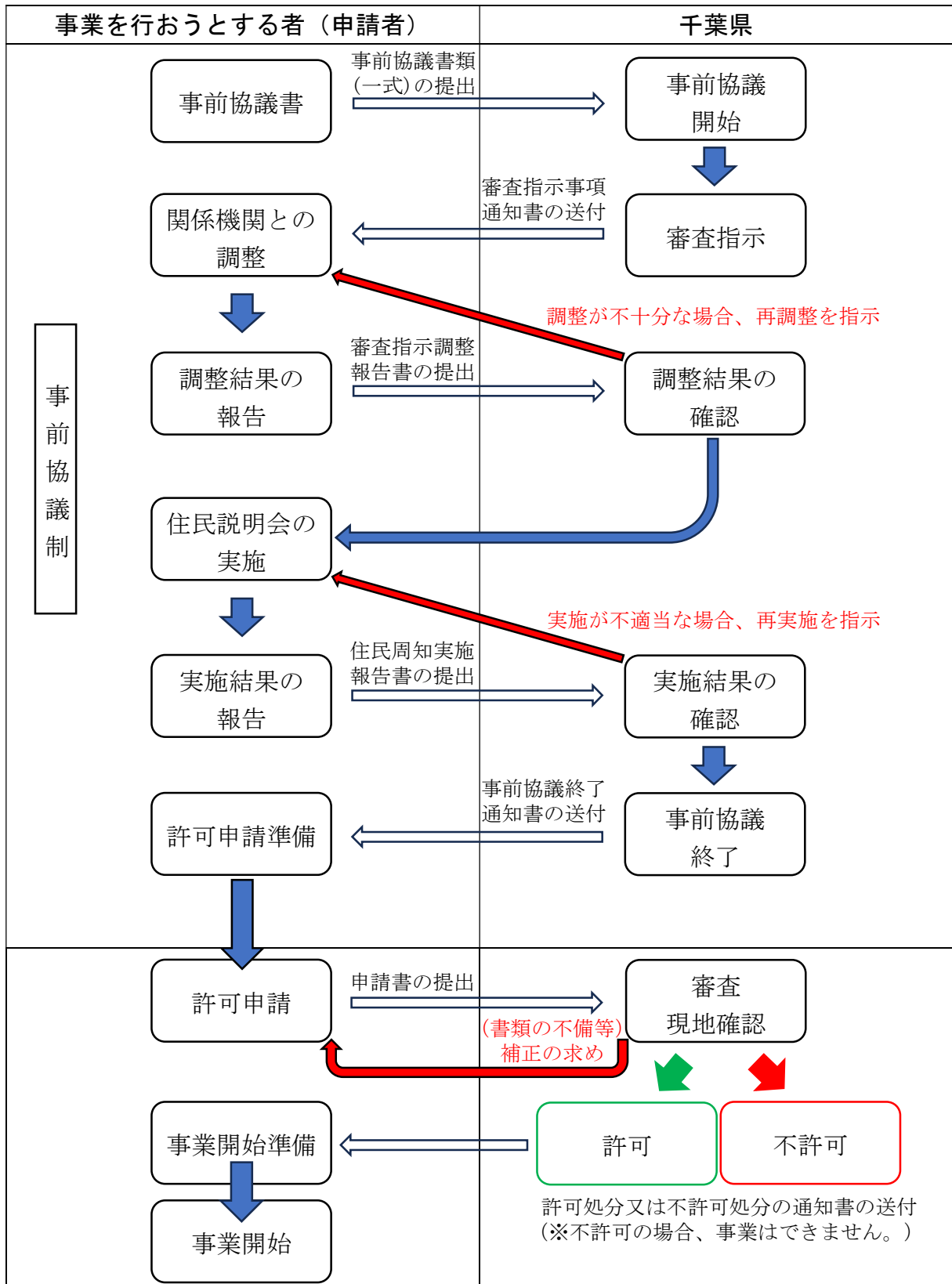
県及び事業場が所在する市町村に問合せをして、事故等の種類に応じて、報告が必要な部署を確認してください。

第5 申請等の手続

1. 許可の申請

(1) 手続の流れ

※新規事業者も既存事業者も手続の流れは同様です。



【図5】 特定再生資源屋外保管業の許可に係る手続フロー

(2) 事前協議

県では、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の許可申請に先立って、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置が条例の目的に適合して行われるものであるか確認し、事業者に対し、必要な指導及び助言をするため、“事前協議制”を導入しています。

特定再生資源屋外保管業を適正に続けていくためには、条例だけでなく、関係する他の法令等も当然遵守しなければならないことから、事前協議では、県の関係部署や関係市町村も加わり、事業全体を確認します。

ア 事前協議書の様式及び添付書類

特定再生資源屋外保管業事前協議書の様式は、指導要綱第1号様式です。
(→p. 98)

事前協議書では、様式の別紙に列記した15項目について、次頁の記載上の注意点を参考にして、できるだけ詳細に記載してください。

各欄の枠内に記載しきれないときは、項目ごとに、別に記載した書面を用意してください。

また、添付書類の一覧は、次の表3のとおりです。

【表3】 特定再生資源屋外保管業事前協議書の添付書類（一覧）

①	事業計画の概要を記載した書類	
②	特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図	
③	特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	
④	特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
⑤	申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	
⑥	次に掲げる事項を記載した標準作業書	
	イ	特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
	ロ	油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
	ハ	電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
	ニ	保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
	ホ	保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
	ヘ	その他知事が定める事項
⑦	その他知事が必要と認める書類等	

※1 未施工の場合、事業場の図面等については、計画段階のものを提出すること。

※2 事前協議の手続を開始する時点で、事業場の土地の所有権（使用する権原）を有しない場合、これから有する見込みであることが分かる書類を提出すること。

■指導要綱第1号様式（別紙）の記載上の注意点

1	特定再生資源屋外保管事業場の所在地に係る都市計画法に基づく用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に係る土地の用途地域の指定状況について、記載してください。 ・用途地域の指定がない土地である場合や、市街化調整区域である場合は、その旨を記載してください。
2	特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積 うち開発をする（した）面積 うち転用しようとする農地の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の敷地面積を実測値で記載してください。 ・そのうち、事業場の設置に伴う開発行為がある土地の面積を記載してください。 ・事業場に係る土地に農地が含まれる場合、別途、農地転用に係る手続が必要になりますので、これも特に記載してください。
3	建築物の概要 （当該建築物の都市計画法上の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の概要を記載してください。（既に建築物がある場合は、建築確認済証を用意してください。） ・なお、市街化調整区域において、事務所等の建築物の設置は、原則としてできません。
4	特定再生資源屋外保管事業場内の樹木の有無、樹木の種類及び伐採の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場内の樹木の状況について、記載してください。
5	地域森林計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に係る土地が、地域森林計画の計画対象森林の区域に該当する場合、状況を記載してください。
6	危険物等に関する事項	<p>①貯蔵する危険物・指定可燃物の種類及び量並びに保管容器の種類及び量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法上の危険物や指定可燃物を保管する予定である場合、その旨と保管する種類及び量を記載してください。 <p>②取り扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法上の危険物や指定可燃物を取り扱う予定である場合、その旨と取扱量を記載してください。 <p>③高压ガスの取扱方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶断等で高压ガスを使用する場合、ガスの取扱方法について記載してください。
7	掘削土砂の量及びその処分方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の造成のために、土砂を掘削等して整地する場合には、発生する土砂の量と処分方法を記載してください。
8	土地改良事業の実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に係る土地で、土地改良事業が実施されている場合には、その旨を記載してください。
9	排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	<ul style="list-style-type: none"> ・排水を道路側溝に放流する場合は、道路管理者の了解を得る必要があります。 ・排水を下水道に放流する場合、下水道管理者の了解を得る必要があります。 ・そのため、場外に放流する場合は、放流先について記載し、25,000分の1の地図に特定再生資源屋外保管事業場の位置及び公共用水域までの排水経路を記載した図面を添付してください。

10	特定再生資源屋外保管事業場で使用する水の 水源	・事業場内で水を使用する場合、その水源について記載してください。
11	事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	・事業場内における汚水の処理方法について記載してください。 ・トイレを設置する場合、その旨を記載するとともに、汚水等の処理方法を記載してください。
12	特定再生資源屋外保管事業場内の赤道・青道の有無及び取扱方法	・赤道とは、公図上には存在するものの地番の記載がない道路である（あった）土地のことです。 ・青道とは、公図上には存在するものの地番の記載がない河川又は水路である（あった）土地のことです。 ・これらは、登記上は無籍地とされますが、国有地であるため、市町村に使用許可の手続をする必要がありますので、その手続状況を記載してください。
13	特定再生資源屋外保管事業場に隣接した国道、県道、市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	・道路等の公共財産との隣接状況について、記載してください。 ・なお、境界確定の確認は、境界杭の有無により確認するか、市町村が所有する境界確定図（査定図）により確認してください。 ・境界確定していない場合、関係者との協議で問題が生じないことを確認してください。
14	埋蔵文化財の有無に係る照会文書の提出及び確認の有無	・申請者から、市町村教育委員会に確認し、回答文書の交付を受け、その写しを添付してください。
15	別の場所に設置を計画している特定再生資源屋外保管事業場の有無	・特定再生資源屋外保管事業場とする予定地が他にもある場合、全て記載してください。

イ 事前協議の開始

事前協議書及び添付書類が整った段階で、事前協議の手続を開始します。

事前協議書に添付書類一式を添えて、正本1部及び副本2部を用意し、持参してください。（来庁に当たっては、事前予約が必要になります。）

県では、正本1部及び副本2部のうち1部を収受し、残りの副本1部については、申請者の控えとして、受付印を押印して返します。（控えが複数必要な場合は、必要部数に応じて副本を用意してください。）

事前協議の窓口は、以下のとおりです。

なお、開庁時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
住所 〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎4階）
電話番号 043-223-3275

ウ 審査指示に係る事項の通知

事前協議では、県は、提出のあった事前協議書の内容について、関係市町村から意見を聴くとともに、県の関係部署で組織する協議会を開催し、これを審査します。

県は、関係市町村の意見と協議会の審査結果に基づき、申請者に対し、事業計画の策定及び事業場の設置に当たって留意すべき事項又は変更すべき事項の指示（以下「審査指示」といいます。）を文書で通知します。

エ 審査指示に係る調整及びその結果報告

申請者は、審査指示に係る調整を主体的に実施する必要があります。

県の関係部署及び関係市町村との調整が終了したときは、その結果をまとめたものを審査指示調整報告書として作成し、県に報告してください。

審査指示調整報告書の様式は、指導要綱第2号様式です。（→p.100）

県では、提出のあった審査指示調整報告書の内容を確認し、次の手続に進むことができるかどうか判断します。

確認の結果、調整がまだ終了していないと認められる場合は、申請者に対し、県の関係部署及び関係市町村との再調整を行うよう指示することがあります。

また、調整の進捗状況について、県から問合せをすることがあります。

オ 住民への周知の実施

審査指示に係る調整を終了したら、続いて住民への周知を実施します。

（これよりも前に住民への周知を実施していても、審査指示に係る調整において事業計画や事業場の構造を変更することになってしまった場合は、変更後の内容で再実施する必要がありますので、留意してください。）

手続等の詳細は、次頁の（3）のとおりです。

カ 事前協議の終了

審査指示に係る調整及び住民への周知を完了したことが確認できたら、県から事前協議終了通知書を送付し、事前協議が終了します。

事前協議の終了をもって、許可申請書の提出が可能になります。

(3) 住民への周知

特定再生資源屋外保管業を適正に続けていくためには、事業者と住民との相互信頼関係の構築が重要であることから、条例では、許可の申請をする前に、事業場の周辺地域の住民に対し、事業の内容を周知するための措置を講じるよう義務付けています。

手続の流れに従って、事前協議において審査指示に係る調整を終了したら、続いて住民への周知を実施することになります。

ア 住民への周知の実施方法

住民への周知は、特段の事情がある場合を除いて、特定区域（事業場の敷地境界線からの水平距離が300m以内の区域をいいます。）に居住する住民に対して、“住民説明会”を開催することによって実施します。

ここでいう「特段の事情がある場合」とは、次に掲げるような場合ですので、これに該当するかどうか、あらかじめ県に相談してください。

- ① 特定区域内に居住する住民がいない場合
- ② 特定区域内に居住する住民の総意として、住民説明会以外の周知方法を求める旨の意思表示がなされている場合

また、住民説明会を開催した（予定していた）ものの、次に掲げる事由により開催できなかった場合についても、申請者の責任とは言えないため、住民説明会の開催を要しないこととなります。

- ③ 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- ④ 申請者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。

このような場合は、住民説明会の代わりに、事業の内容を記載した書面を特定区域に居住する住民に配布する方法か、事業の内容を事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する方法によって、住民への周知をする必要があります。

イ 住民説明会の内容

住民説明会において周知する特定再生資源屋外保管業の内容は、以下のとおりです。

- ① 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- ③ 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- ④ 条例第8条第2項第4号に規定する区分
- ⑤ 保管物を積み上げる高さ
- ⑥ 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類
- ⑦ 特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日
- ⑧ 現場責任者となる予定の者の氏名
- ⑨ その他知事が定める事項

十分な周知が行われたと認められるためには、この内容が全て説明に含まれている必要があります。（住民への周知を住民説明会によって実施することができず、代替りの方法により実施する場合も同様です。）

また、住民説明会は、住民からの質問に答え、要望を聴くための機会でもありますので、質疑応答の時間は、必ず設けることとしてください。

ウ 住民説明会の手続

(ア) 開催日時、場所等の決定

十分な周知が行われたと認められるためには、住民説明会を開催するに当たって、その日時、場所等について、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して決定する必要があります。

特に、場所については、適当な会場が確保できないなどの事情によりやむを得ない場合を除き、事業場が所在する市町村の区域内とし、当該市町村の区域外とせざるを得ない場合も、近隣の市町村の区域内とするようにしてください。

また、会場についても、特定区域に居住する住民の人数を考慮して、十分な広さや適切な設備を有する会場を選定する必要があります。

申請者は、住民説明会を開催する日時、場所等を決定するに当たって、県に対して、適切な決定の方法などについて意見を聴くことができます。

また、県から特に意見を聴くべきとして指定があった者に対しても、同様に意見を聴くことができます。

(イ) 開催日時、場所等の周知

住民説明会を開催する日時、場所等を決定したら、開催に先立って、特定区域に居住する住民にこれを周知する必要があります。

より多くの住民が参集できるように、十分な周知期間を設けるようにしてください。

開催の周知は、住民説明会の開催の日時、場所等を記載した書面を用意し、以下に掲げる方法を組み合わせて、適切に実施することとしてください。

- ① 特定区域に所在する住戸の郵便受箱へのポスティング
- ② 事業場又はその周辺の適当な場所での掲示
- ③ 自治会、町内会等を通じた回覧板による回付の依頼
- ④ その他の適当な方法

(ウ) 開催の注意点

住民説明会では、特定区域に居住する住民以外にも、事業に関心を持つ近隣住民や団体からの出席者が集まることがあります。

住民への周知は、事業者と住民との相互信頼関係の構築にとって重要な手続であり、これらの者についても積極的に事業の周知をすることが、より望ましい対応となります。

適正な規模の会場を選定したものの来場者全員を収容しきれないなど、やむを得ず入場を制限しなければならないような正当な理由がないにもかかわらず、特定の者の出席を拒むといった対応をすることは、不適切な開催方法となりますので、留意してください。

エ 住民への周知の結果報告

住民説明会を実施したときは、その結果をまとめたものを住民周知実施報告書として作成し、県に報告してください。

住民周知実施報告書の様式は、指導要綱第3号様式です。(→p. 102)

次頁の様式の記載例を参考にして、できるだけ詳細に記載してください。

各欄の枠内に記載しきれないときは、項目ごとに、別に記載した書面を用意してください。

また、添付書類として、住民説明会で実際に配付した資料等を報告書に併せて提出してください。

住民への周知を住民説明会によって実施することができず、代替の方法により実施する場合は、周知の手続及び内容の詳細を報告する書面のほかに、その事由を記録した書面を作成する必要があります。

■指導要綱第3号様式の記載例

<p>説明会の開催日時</p>	<p>令和7年 1月 15日 午後1時から 午後3時まで</p>
<p>説明会の開催場所</p>	<p>〇〇公民館 第1会議室</p>
<p>説明会の開催状況</p>	<p>説明の概要</p> <p>規則第4条各号に列記されている以下の内容について説明した。</p> <p>①特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 <p>②特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市△△△△ XX番地 ・(実測) 2, 000㎡ <p>③特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付資料のとおり <p>④条例第8条第2項第4号に規定する区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑品スクラップ <p>⑤保管物を積み上げる高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大5m <p>⑥破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕、切断、解体 <p>⑦特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月1日 <p>⑧現場責任者となる予定の者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長 〇〇 〇〇 <p>⑨問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：XXX-XXX-XXXX (XXXX-XXXX-XXXX) ・メールアドレス：……………@…．…．… <p>説明の詳細及び当日配付した資料は、別紙のとおり。</p> <p>出席の状況</p> <p>40名 (途中出席2名、途中退席1名)</p>

	<p>質疑応答の内容</p> <p>次のような質問や要望があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管する雑品スクラップとは、具体的にどのようなものか。人体に有害なものは含まれないのか。 ・ 廃棄物や自動車部品など、特定再生資源以外の物品も収集する予定があるか。 ・ 事業場内で発生した汚水は、最終的にどこに流す予定なのか。また、どのような処理をして流すのか。 ・ 騒音への配慮として、作業時間は午前9時から午後5時までとしてもらいたいが、どうか。また、祝休日は、大きな音が出る破碎の作業は自粛してもらいたいが、どうか。 ・ 今後、住民から苦情や要望などを伝えたいときに、窓口を担当する人は決まっているか。誰に連絡すれば良いか。 <p>回答の詳細は、別紙のとおり。</p> <p>また、住民の要望を踏まえて一部修正した標準作業書は、別添のとおり。</p>
<p>説明会を開催する日時、場所等の周知の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年12月1日、特定区域内にある住家200戸に対し、周知チラシのポスティングを実施した。 ・ 併せて、〇〇自治会と△△自治会に周知チラシを配付し、回覧板による回付を依頼した。 ・ このほか、同日から事業場の計画地において、説明会の開催日時等を記載した看板を掲示した。

(4) 申請書の様式及び添付書類

許可申請書の様式は、規則第1号様式です。(→p.77)

添付書類の一覧は、次の表4のとおりです。

【表4】許可申請書の添付書類（一覧）

共通			
①	条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面		
②	事業計画の概要を記載した書類		
③	特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図		
④	特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		
⑤	特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し		
⑥	申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類		
⑦	申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面		
⑧	次に掲げる事項を記載した標準作業書		
⑨	イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画		
	ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法		
	ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法		
	ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法		
	ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法		
	ヘ その他知事が定める事項		
申請者が個人の場合	申請者が法人の場合		
⑩	住民票の写し	⑩	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書
⑪	申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合	⑪	役員の住民票の写し
	(法定代理人が個人である場合) その法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人である場合) その法定代理人の ・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し	⑫	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき (これらの者が個人である場合) これらの者の住民票の写し (これらの者が法人である場合) これらの者の登記事項証明書

- ※1 住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、本籍地の記載があるもの、かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限りま。
- ※2 外国籍の住民の場合、住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、国籍・地域及び在留資格等に関する区分の記載があるものに限りま。
- ※3 登記事項証明書は、直近3か月以内に発行されたものに限りま。

(5) 申請手数料

許可申請の手数料は、56,000 円です。

手数料の納入は、申請書に千葉県収入証紙を貼付することで行います。

(※規則第1号様式の第2面「千葉県収入証紙貼付欄」に貼付します。)

(6) 申請方法

許可申請書に添付書類一式を添えて、正本1部及び副本2部を提出してください。

申請の窓口は、以下のとおりです。

なお、開庁時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
住所 〒260-8667
千葉県中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎4階)
電話番号 043-223-3275

■注意点

県では、正本1部及び副本2部のうち1部を収受し、残りの副本1部については、申請者の控えとして、受付印を押印して返します。

控えが複数必要な場合は、必要部数に応じて副本を用意してください。

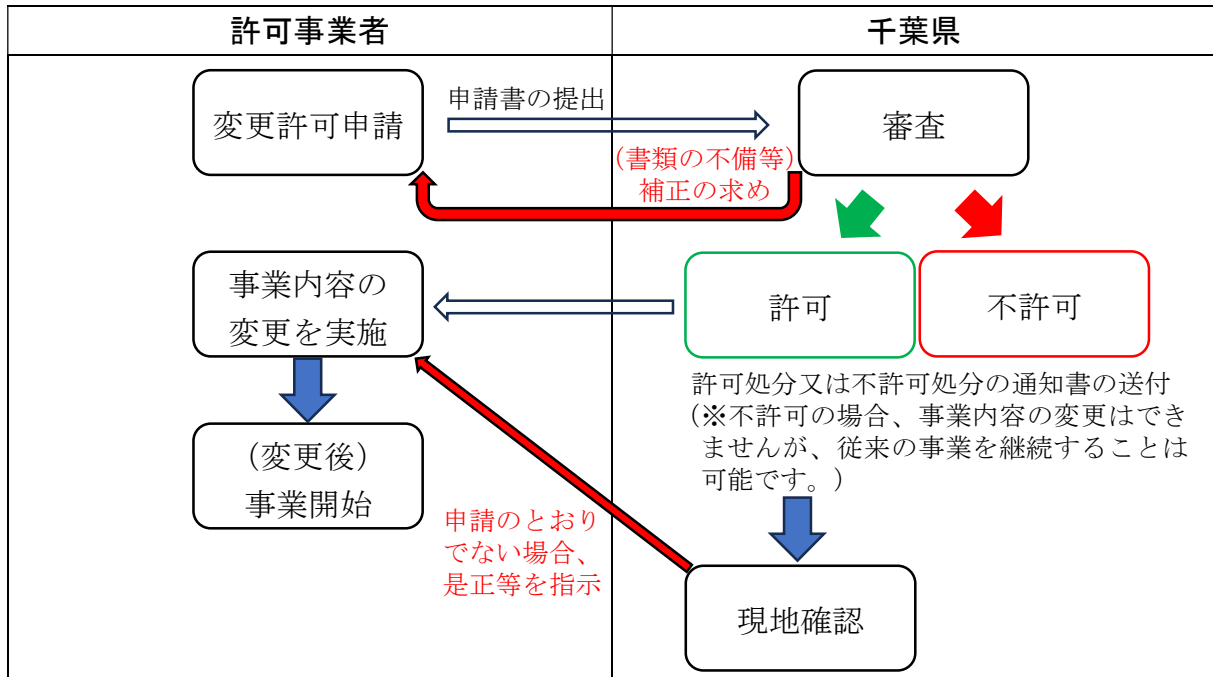
申請書は、原則持参とし、その場で形式や内容を確認します。

申請書の確認には時間がかかりますので、来庁に当たっては、事前予約が必要になります。

千葉県収入証紙は、正本のみ貼付が必要です。(申請書の確認後に貼付しますので、事前に貼付せず来庁してください。)

2. 変更の許可の申請

(1) 手続の流れ



【図6】特定再生資源屋外保管業の変更の許可に係る手続フロー

(2) 許可に係る事項の変更

許可に係る事項を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ変更の許可を取得する必要があります。(形式的な変更や軽微な変更については、変更の届出を提出することになります。)

変更内容ごとに必要となる手続については、次頁の表4のとおりです。

変更の許可を取得するまでは、許可に係る事項を変更して事業を行うことはできません。

無断で事業内容を変更することは、条例違反であり、許可取消しや罰則の適用対象となります。(→p. 56, 57)

なお、許可事業者を別の者とすることや、事業場の所在地を移転すること及び敷地面積を増減することについては、新規の許可の申請が必要です。

また、事業場全体で保管をする特定再生資源の区分が変更される場合や、変更内容が多岐に渡り、又は事業内容の全体に及ぶ場合など、許可を受けていた事業との連続性が認められないようなときも、既存事業の変更ではなく新規の事業として、改めて許可の申請が必要になることがあります。

【表4】許可に係る事項の変更の手續

変更内容	手續	
	変更の許可の申請	変更の届出
許可事業者 ※許可事業者そのものは、変更不可		
氏名（名称）		○
住所（本店所在地）		○
個人の場合		
法定代理人		○
法人の場合		
代表者の氏名		○
役員		○
株主、出資者等		○
事業場		
所在地		変更不可
敷地面積		変更不可
構造及び設備	○	
保管		
保管の場所の位置	○	
保管の場所の面積	○	○ (面積を減少させる場合に限る。)
特定再生資源の区分	○	
保管物を積み上げる高さ	○	
作業の方法及び手順	○	
積み上げる作業の用に供する機械	○	○ (機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)
(破砕等をする場合)		
破砕等の場所の位置	○	
破砕等の場所の面積	○	
破砕等の種類及び方法	○	○ (破砕等をしないこととする場合に限る。)
作業の方法及び手順	○	
破砕等の用に供する設備	○	○ (設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)
現場責任者		
氏名		○
連絡先の電話番号		○

(3) 申請書の様式及び添付書類

変更許可申請書の様式は、規則第2号様式です。(→p.84)

添付書類の一覧は、次の表5のとおりです。

【表5】変更許可申請書の添付書類(一覧)

共通			
①	変更後の事業計画の概要を記載した書類		
②	変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		
③	特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し		
④	申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類		
⑤	申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面		
⑥	次に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書		
⑦	イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画		
	ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法		
	ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法		
	ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法		
	ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法		
	ヘ その他知事が定める事項		
	ヘ	その他知事が定める事項	
申請者が個人の場合	申請者が法人の場合		
⑧	住民票の写し	⑧	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書
⑨	申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合	⑨	役員の住民票の写し
	(法定代理人が個人である場合) その法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人である場合) その法定代理人の ・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し	⑩	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき (これらの者が個人である場合) これらの者の住民票の写し (これらの者が法人である場合) これらの者の登記事項証明書

- ※1 住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、本籍地の記載があるもの、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限ります。
- ※2 外国籍の住民の場合、住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、国籍・地域及び在留資格等に関する区分の記載があるものに限ります。
- ※3 登記事項証明書は、直近3か月以内に発行されたものに限ります。

(4) 申請手数料

変更許可申請の手数料は、31,000 円です。

手数料の納入は、申請書に千葉県収入証紙を貼付することで行います。

(※規則第2号様式の第2面「千葉県収入証紙貼付欄」に貼付します。)

(5) 申請方法

変更許可申請書に添付書類一式を添えて、正本1部及び副本2部を提出してください。

申請の窓口は、以下のとおりです。

なお、開庁時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

金属スクラップヤード対策班

住所 〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎4階)

電話番号 043-223-3275

■注意点

県では、正本1部及び副本2部のうち1部を収受し、残りの副本1部については、申請者の控えとして、受付印を押印して返します。

控えが複数必要な場合は、必要部数に応じて副本を用意してください。

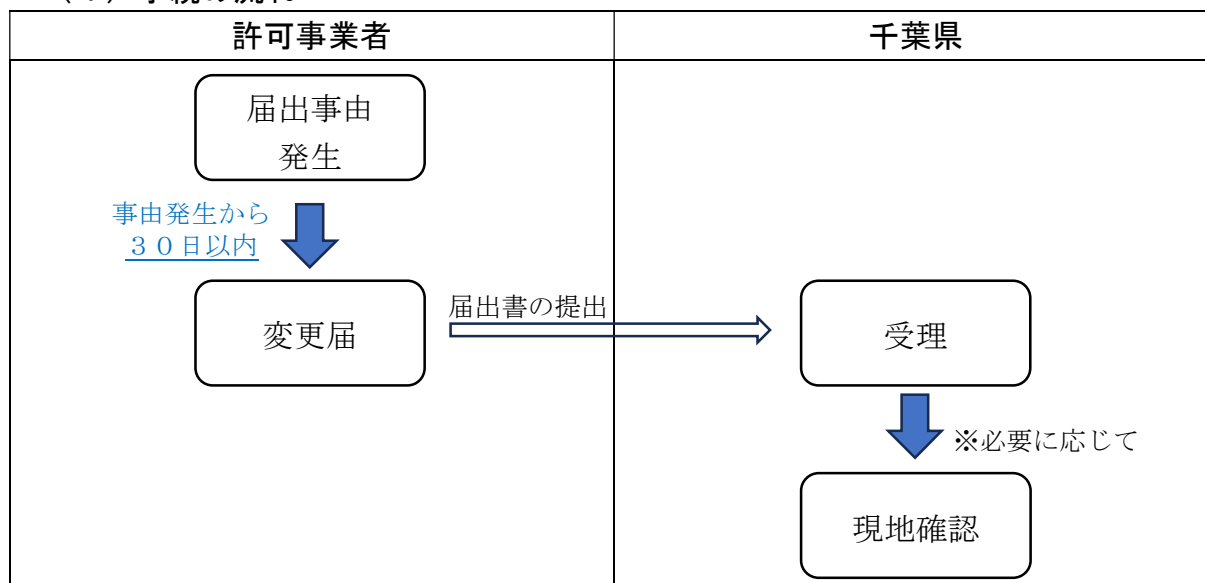
申請書は、原則持参とし、その場で形式や内容を確認します。

申請書の確認には時間がかかりますので、来庁に当たっては、事前予約が必要になります。

千葉県収入証紙は、正本のみ貼付が必要です。(申請書の確認後に貼付しますので、事前に貼付せず来庁してください。)

3. 変更の届出

(1) 手続の流れ



【図7】変更の届出に係る手続フロー

(2) 届出事由

許可に係る事項を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ変更の許可を取得する必要がありますが、形式的なものや軽微なものについては、変更の届出を提出することになります。（前掲【表4】参照（→p.45））

届出は、届出事由の発生から30日以内に行う必要があります。

届出をしないことや、虚偽の届出をすることは、条例違反であり、罰則の適用対象となります。（→p.57）

(3) 届出書の様式及び添付書類

変更届の様式は、規則第3号様式です。(→p. 89)

添付書類は、次頁の表6のとおりです。

(4) 届出方法

変更届に添付書類を添えて、正本1部及び副本2部を提出してください。

届出の窓口は、以下のとおりです。

なお、開庁時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
住所 〒260-8667
千葉県中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎4階)
電話番号 043-223-3275

■注意点

県では、正本1部及び副本2部のうち1部を収受し、残りの副本1部については、届出者の控えとして、受付印を押印して返します。

控えが複数必要な場合は、必要部数に応じて副本を用意してください。

届出書は、持参又は郵送で提出してください。

郵送とする場合、県から届出者の控えを返送する必要がありますので、返信用の切手と封筒を必ず用意し、同封してください。

【表6】 変更届の添付書類

届出事由（変更事項）		添付書類	
許可事業者			
氏名（名称）	（個人の場合）	（法人の場合）	
	住民票の写し	登記事項証明書	
住所（本店所在地）	（個人の場合）	（法人の場合）	
	住民票の写し	登記事項証明書	
事業者が個人の場合			
法定代理人	（新たに法定代理人になった者が個人である場合）	（新たに法定代理人になった者が法人である場合）	
	法定代理人の ・住民票の写し	法定代理人の ・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し	
事業者が法人の場合			
代表者の氏名	登記事項証明書		
役員	新たに役員になった者の住民票の写し		
株主、出資者等	（新たにこれらの者になったものが個人である場合）	（新たにこれらの者になったものが法人である場合）	
	これらの者の ・住民票の写し	これらの者の ・登記事項証明書	
保管			
保管の場所の面積 （面積を減少させる場合に限る。）	変更後の ・事業計画の概要を記載した書類 ・事業場の構造を明らかにする図面等 ・標準作業書		
積み上げる作業の用に供する機械 （機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。）			
（破砕等をする場合）			
破砕等の種類及び方法 （破砕等をしないこととする場合に限る。）	変更後の ・事業計画の概要を記載した書類 ・事業場の構造を明らかにする図面等 ・標準作業書		
破砕等の用に供する設備 （設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。）			
現場責任者			
氏名	—		
連絡先の電話番号	—		

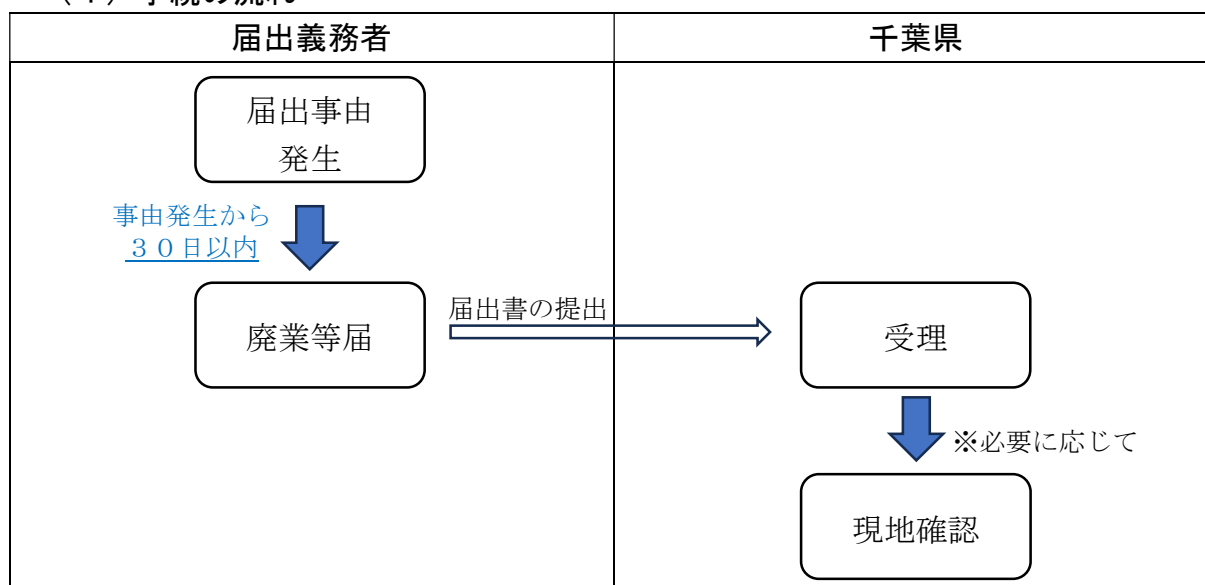
※1 住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、本籍地の記載があるもの、かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限ります。

※2 外国籍の住民の場合、住民票の写しは、直近3か月以内に発行されたもので、国籍・地域及び在留資格等に関する区分の記載があるものに限ります。

※3 登記事項証明書は、直近3か月以内に発行されたものに限ります。

4. 廃業等の届出

(1) 手続の流れ



【図8】廃業等の届出に係る手続フロー

(2) 届出事由及び届出義務者

許可事業者が廃業等の事由に該当することとなったときは、廃業等の届出を提出する必要があります。

届出をしなければならない者（＝届出義務者）は、廃業等の事由ごとに、次の表7のとおりです。

【表7】届出事由ごとの届出義務者

届出事由（廃業等の事由）	届出義務者	
許可事業者が個人の場合		
死亡	その相続人	
許可事業者が法人の場合		
法人の合併による消滅	その法人を代表する役員であった者	
法人の破産手続開始の決定による解散	その破産管財人	
法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散	その清算人	
許可に係る特定再生資源屋外保管業の廃止	（許可事業者が個人であった場合）	（許可事業者が法人であった場合）
	その個人	その法人を代表する役員

届出は、届出事由の発生から30日以内に行う必要があります。

届出をしないことや、虚偽の届出をすることは、条例違反であり、罰則の適用対象となります。（→p. 57）

(3) 届出書の様式及び添付書類

廃業等届の様式は、規則第4号様式です。(→p.94)

廃業等の時点で残置されている保管物がある場合は、今後の取扱い方針を廃業等届の「保管物の取扱い方針」の欄に、できるだけ具体的に記入します。

また、廃業等の時点の状況確認のため、添付書類として、事業場の現状における現場写真を提出する必要があります。

(4) 届出方法

廃業等届に添付書類を添えて、正本1部及び副本1部を提出してください。届出の窓口は、以下のとおりです。

なお、開庁時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
住所 〒260-8667
千葉県中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎4階)
電話番号 043-223-3275

■注意点

県では、正本1部を収受し、副本1部については、届出者の控えとして、受付印を押印して返します。

控えが複数必要な場合は、必要部数に応じて副本を用意してください。

届出書は、持参又は郵送で提出してください。

郵送とする場合、県から届出者の控えを返送する必要がありますので、返信用の切手と封筒を必ず用意し、同封してください。

(5) 留意点について

条例第8条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の許可は、許可事業者が廃業等の事由に該当した時点で、失効します。

このとき、許可事業者の地位は、許可事業者であった法人の合併に伴って承継されたり、個人の死亡に伴って相続されたりすることはありません。

したがって、許可事業者が廃業等の事由に該当して許可が失効した場合は、関係者が引き継いで特定再生資源屋外保管業を行おうとするときであっても、条例第8条第1項の規定による許可を取得する必要があります。(→p.32)

関係者は、県との事前協議や住民への周知を完了し、自己の名義で許可を取得しない限り、新たな特定再生資源の受入れ、保管物の積替え、破碎等の作業などの事業活動を行うことはできません。

許可が失効した後、残置されている保管物を引き続き特定再生資源として取り扱うことは、無許可事業に該当します。

そのため、自主的に廃業を選択する場合は、保管物を全て処分してから許可に係る事業を廃止することについて、特に留意してください。

また、事業を譲渡しようとする場合は、譲受者の許可の取得を計画的に進め、これまでの許可事業者から新たな許可事業者に、事業を引き継ぐこととしてください。

なお、特定再生資源屋外保管業を引き継ごうとする者がいない場合でも、残置されている保管物があるときは、保管物の所有者と認められる者などの関係者によって、適切に処分される必要があります。(当該残置の状況によっては、廃棄物処理法の適用を受ける場合があります。)

第6 監督処分等

1. 報告徴収・立入検査

県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、条例では、県に必要な報告徴収及び立入検査を行う権限があることを規定しています。

報告徴収においては、県から、特定再生資源屋外保管業に関し、必要な報告を求めますので、指定の期日までに必ず報告してください。

立入検査においては、県職員が、事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、また、関係者に質問をしますので、積極的な協力を求めます。

報告徴収に関して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、また、立入検査に関して、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は県職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、条例違反として、罰則の適用対象となります。（→p. 57）

なお、立入検査は、県から事前の通告をせずに実施することがありますが、この場合であっても、立入検査の拒否、妨害等を行うことは、上記のとおり、罰則の適用対象となりますので、留意してください。

2. 命令

県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、条例では、県から事業者に対し、必要な措置を講じることや事業を停止することを命令する権限があることを規定しています。

条例違反に対する命令の種類とその内容は、次の表8のとおりです。

命令に従わない場合、許可取消しや罰則が適用されます。(→p. 56, 57)

【表8】条例違反と命令

条例違反	命令の内容		
	保管方法の変更命令等	措置命令	事業停止命令
許可条件違反	必要な措置を講ずべきこと	支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきこと	事業の全部又は一部の停止 (6月以内の期間)
基準遵守義務違反 ・事業場の維持 ・保管物の高さの制限 ・火災の発生等の防止措置 ・汚水の流出等の防止措置 ・悪臭対策 ・騒音・振動対策	必要な措置を講ずべきこと	支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきこと	事業の全部又は一部の停止 (6月以内の期間)
その他の義務違反 ・標識の掲示 ・台帳の作成及び保存	必要な措置を講ずべきこと		

(1) 保管方法の変更命令等

許可事業者の条例違反について、改善が必要なときに命令が行われます。

保管方法の変更命令等を受けたときは、期限までに、特定再生資源の保管等の方法の変更その他必要な措置を講じてください。

(2) 措置命令

許可事業者の条例違反によって、「県民の生活の安全上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に、措置を講ずべきこと（撤去等を含みます。）について、命令が行われます。

措置命令を受けたときは、期限までに、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じてください。

(3) 事業停止命令

事業停止命令を受けたときは、指定の期間、新たな特定再生資源の受入れ、保管物の積替え、破砕等の作業などの事業活動を行うことはできません。

3. 許可取消し

許可を取得して特定再生資源屋外保管業を開始しても、許可取得時に不正があった場合や、条例に違反する事業が行われている場合は、次の表9のとおり、県の行政処分により、その許可を取り消されることがあります。

【表9】 条例違反と許可取消し

条例違反	許可取消しの対象となる場合
不正な許可取得	不正の手段により第8条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき
欠格事由に該当	第9条第3号イからチまで（同号ハを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
許可条件違反	第10条第1項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき
基準遵守義務違反 ・事業場の維持 ・保管物の高さの制限 ・火災の発生等の防止措置 ・汚水の流出等の防止措置 ・悪臭対策 ・騒音・振動対策	第11条の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行ったとき
許可に係る事項の無許可での変更	第12条第1項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行ったとき
命令違反 ・保管方法の変更命令等 ・措置命令	第17条又は第18条第1項の規定による命令に違反したとき

※1 許可取消しを受けた後も、特定再生資源屋外保管業を続けると、直ちに無許可事業に該当することとなり、罰則が適用されます。

※2 条例違反により許可取消しの処分を受けると、第9条第3号ハの「第19条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者」に該当することとなるため、少なくとも5年間は、再び許可を受けて特定再生資源屋外保管業を行うことはできません。

4. 罰則

条例違反に対しては、次の表10のとおり、罰則が規定されています。

【表10】 条例違反と罰則

条例違反	罰則の対象者	罰則
無許可事業	第8条第1項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
許可に係る事項の無許可での変更	第12条第1項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者	
不正な許可取得	不正の手段により第8条第1項又は第12条第1項の許可を受けた者	
命令違反 ・保管方法の変更命令等 ・措置命令 ・事業停止命令	第17条から第19条までの規定による命令に違反した者	
届出義務違反① ・変更の届出の届出懈怠・虚偽届出	第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
届出義務違反② ・廃業等の届出の届出懈怠・虚偽届出	第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
報告徴収に対する報告懈怠・虚偽報告	第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査に対する拒否、妨害等	第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	

※1 条例第31条第1項の規定により、条例違反の直接の行為者だけでなく、関係する法人等に対しても罰則が適用されます。

※2 条例違反により罰則を受けると、第9条第3号イの「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」又は同号ロの「この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」に該当することとなるため、結果として、第19条第2号の「第9条第3号イからチまで（同号ハを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき」にも該当し、許可取消しの行政処分を受けることになります。

第7 参考資料

1. 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 特定再生資源屋外保管業の規制（第七条—第十九条）
- 第三章 雑則（第二十条—第二十八条）
- 第四章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、金属及びプラスチックの再資源化の適正な実施を図るため、特定再生資源屋外保管業について必要な規制を行うことにより、保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「特定再生資源」とは、次の各号に掲げる物品（これらが破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいい、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百二十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）、特定自動車部品（千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第二条第三号に規定する特定自動車部品をいう。）並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。

一 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（以下「金属等」という。）が使用されているものに限る。）

二 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

2 この条例において「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。以下同じ。）において、特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものを使用して特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破碎等（破碎、切断、圧縮、解体又は洗浄をいう。以下同じ。）をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）をいう。

3 この条例において「特定再生資源屋外保管業者」とは、第八条第一項の許可を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

4 この条例において「特定再生資源屋外保管事業場」とは、特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場をいう。

5 この条例において「保管物」とは、特定再生資源屋外保管事業場において保管をされる特定再生資源（これ以外の物品と一体的に保管をされる場合にあつては、特定再生資源及び当該物品）をいう。

（特定再生資源屋外保管業者の責務）

第三条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生等（以下「保管物の崩落等」という。）を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対し土地を提供しようとするときは、当該者が保管物の崩落等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全上の支障が生

じないようにしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、保管物の崩落等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全上の支障が生じないようにするため、市町村と連携して特定再生資源屋外保管業の状況を把握するよう努めなければならない。

(市町村への支援等)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて、特定再生資源の屋外における保管について、生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障の防止に関する施策を策定し、又は実施する場合にあっては、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 前項の施策を市町村が実施する場合にあっては、県は、市町村と連携するよう努めなければならない。

第二章 特定再生資源屋外保管業の規制

(住民への周知)

第七条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定再生資源屋外保管業の許可)

第八条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条の規定による措置を講じたことを証する書面、特定再生資源屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備

四 保管の場所の位置及び面積並びに当該場所において保管をする特定再生資源の規則で定める区分

五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法

六 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の場所の位置及び面積、当該破砕等の種類及び方法その他の規則で定める事項

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第九条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第十一条第二号から第五号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 特定再生資源に用いられ、又は付着している油が保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不透水性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ロ この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 第十九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- ニ 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ホ 千葉県暴力団排除条例（平成二十三年千葉県条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの
- ト 法人でその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可の条件）

第十条 第八条第一項の許可には、条件又は期限を付することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該特定再生資源屋外保管業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（基準遵守義務）

第十一条 特定再生資源屋外保管業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 特定再生資源屋外保管事業場を第九条第二号の基準に適合するように維持すること。
- 二 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
- 三 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。
- 四 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 五 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

（変更の許可等）

第十二条 特定再生資源屋外保管業者は、その許可に係る第八条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 第九条及び第十条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定再生資源屋外保管業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第八条第二項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第十三条 特定再生資源屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止した場合 特定再生資源屋外保管業者であった個人又は特定再生資源屋外保管業者であった法人を代表する役員

(標識の掲示)

第十四条 特定再生資源屋外保管業者は、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(台帳の作成及び保存)

第十五条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業について、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、特定再生資源の取引の年月日及び相手方、取引した特定再生資源の種類その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

2 特定再生資源屋外保管業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する台帳を同項の規定による閉鎖後三年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十六条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場に現場責任者を置かなければならない。

(保管方法の変更命令等)

第十七条 特定再生資源屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、知事は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて、特定再生資源の保管等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 第十条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により許可に付された条件に違反した場合
- 二 第十一条の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った場合
- 三 第十四条又は第十五条の規定に違反した場合

(措置命令)

第十八条 特定再生資源屋外保管業者が前条第一号又は第二号に該当する場合において、県民の生活の安全上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、必要な限度において、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 第八条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業が行われた場合において、県民の生活の安全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、必要な限度において、当該特定再生資源屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 知事は、特定再生資源屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けたとき。
- 二 第九条第三号イからチまで（同号ハを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第十条第一項の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- 四 第十一条の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行ったとき。
- 五 第十二条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行ったとき。
- 六 第十七条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

第三章 雑則

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定再生資源屋外保管業を行っていると思われる者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源屋外保管業を行っている者と認められる者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第二十二条 知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対し、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(許可等に関する意見聴取)

第二十三条 知事は、第八条第一項又は第十二条第一項の許可をしようとするときは、第九条第三号ホからチまでに該当する事由（同号へ及びトに該当する事由にあっては、同号ホに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第十九条の規定による処分をしようとするときは、第九条第三号ホからチまでに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第二十四条 千葉県警察本部長は、特定再生資源屋外保管業を行う者について、第九条第三号ホからチまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定再生資源屋外保管業を行う者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)

第二十五条 第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(適用除外)

第二十六条 この条例の規定は、次の各号に掲げる特定再生資源屋外保管業については、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が行う特定再生資源屋外保管業
- 二 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項第六号に規定する荷さばき施設及び同項第八号に規定する保管施設において行われる特定再生資源屋外保管業

(市町村との関係)

第二十七条 市町村がその地域の実情に応じて独自に特定再生資源の屋外における保管に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定（第五条及び第六条を除く。以下この条において同じ。）の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項の申出があったときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。
- 3 前項の規定による告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者

- 二 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者
- 三 第十七条から第十九条までの規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第三項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第二十七条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して一年間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定再生資源屋外保管業を行うことができる。その者がその期間内に第八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）に基づくもの	特定再生資源屋外保管業許可申請手数料		一件につき	五万六千円
	特定再生資源屋外保管業変更許可申請手数料		一件につき	三万千円

2. 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械)

第二条 条例第二条第二項の特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 油圧ショベルその他これに類する機械で知事が定めるもの
- 二 フォークリフト（フォーク等（フォークその他の荷を積載する装置をいう。以下同じ。）を最も高く上昇させた場合における当該フォーク等の高さが三メートルを超えるものに限る。）
- 三 クレーン

(住民への周知の方法)

第三条 条例第七条の規定により条例第八条第一項の許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対して特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるために講ずる必要な措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が三百メートル以内の区域（以下「特定区域」という。）に居住する住民に対し、特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会を開催すること。
- 二 特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を特定区域に居住する住民に配布すること。
- 三 特定再生資源屋外保管業の内容を当該特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

(周知させる特定再生資源屋外保管業の内容)

第四条 条例第七条の規定により周知させる特定再生資源屋外保管業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- 四 条例第八条第二項第四号に規定する区分
- 五 保管物を積み上げる高さ
- 六 破碎等をする場合にあつては、当該破碎等の種類
- 七 特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日
- 八 現場責任者となる予定の者の氏名
- 九 その他知事が定める事項

(許可の申請)

第五条 条例第八条第二項に規定する申請書は、特定再生資源屋外保管業許可申請書（別記第一号様式）とする。

2 条例第八条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面
- 二 事業計画の概要を記載した書類
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 五 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 六 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 七 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

- 八 申請者が条例第九条第三号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 九 申請者が条例第九条第三号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）
- 十 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- 十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
 - ヘ その他知事が定める事項
- 3 条例第八条第二項第四号の規則で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 金属スクラップ（保管をする特定再生資源が金属のみの場合をいう。以下同じ。）
 - 二 プラスチック類（保管をする特定再生資源がプラスチックのみの場合をいう。以下同じ。）
 - 三 雑品スクラップ（保管をする特定再生資源が金属スクラップ又はプラスチック類以外の場合をいう。以下同じ。）
- 4 条例第八条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 保管物を積み上げる高さ
 - 二 保管の作業の方法及び手順
 - 三 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力
- 5 条例第八条第二項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 破砕等の場所の位置及び面積
 - 二 破砕等の種類及び方法
 - 三 破砕等の作業の方法及び手順
 - 四 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力
- 6 条例第八条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名又は名称
 - 四 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
 - 五 その他知事が定める事項

（保管物の保管の高さ）

第六条 保管物に係る前条第三項に規定する特定再生資源の区分が金属スクラップ又はプラスチック類に該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分（保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下同じ。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 基準線（直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）をいう。以下同じ。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ

(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの)

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ若しくはロに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設(当該保管の場所を除く。)又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

2 保管物に係る前条第三項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 前項第一号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 前項第二号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

(火災の発生又は延焼防止のための措置)

第七条 条例第十一条第三号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 保管物(第五条第三項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。以下この条において同じ。)に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

二 保管物の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

三 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること(当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。)

四 その他知事が必要と認める措置

(変更の許可の申請等)

第八条 条例第十二条第一項の規定による変更の許可の申請は、特定再生資源屋外保管業変更許可申請書(別記第二号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の特定再生資源屋外保管業変更許可申請書には、第五条第二項第五号から第十一号までに掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 変更後の事業計画の概要を記載した書類

二 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

三 第五条第二項第十二号イからへまでに掲げる事項を記載した変更後の標準作業書

3 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第八条第二項第四号に規定する保管の場所の面積の変更(当該面積を減少させる場合に限る。)

二 第五条第四項第三号に規定する機械の種類、数量及び能力の変更(当該機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)

三 破碎等に係る変更(当該破碎等をしないこととする場合に限る。)

四 第五条第五項第四号に規定する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更(当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)

(変更の届出)

第九条 条例第十二条第三項の規定による届出は、変更届(別記第三号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第十二条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

二 特定再生資源屋外保管業者に係る次に掲げる者

- イ 条例第九条第三号へに規定する法定代理人
- ロ 役員
- ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

(廃業等の届出)

第十条 条例第十三条の規定による届出は、廃業等届（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。

(標識の様式等)

第十一条 条例第十四条に規定する標識の様式は、特定再生資源屋外保管業に関する標識（別記第五号様式）とする。

2 条例第十四条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
- 五 条例第八条第二項第四号に規定する区分
- 六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- 七 破碎等をする場合にあつては、当該破碎等の種類
- 八 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(取引台帳)

第十二条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称
- 三 特定再生資源の取引の年月日
- 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引した特定再生資源の種類
- 六 取引した特定再生資源（当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。）の数量
- 七 その他知事が定める事項

(台帳の保存の方法)

第十三条 条例第十五条第二項の規定による台帳の保存は、当該台帳を特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成された当該台帳に係る記録を特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第十四条 条例第二十一条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第六号様式）とする。

(条例の規定の適用除外の申出)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書（別記第七号様式）を知事に提出して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十五条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3. 条例に基づく許可申請に係る審査基準

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準

第1 一般的事項

1 趣旨

この基準は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号。以下「条例」という。）に基づく申請により求められた許可を行うかどうかを判断するために必要となる基準を定めるものとする。

2 基準の取扱い

この基準は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課での備付け、千葉県ウェブサイトへの掲載その他の適当な方法により公にすることとする。

3 用語の意義

この基準において用いる用語の意義は、条例及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和5年千葉県規則第71号。以下「規則」という。）の例による。

第2 特定再生資源屋外保管業許可申請の審査基準

条例第8条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の許可の申請（以下「許可申請」という。）に係る審査基準は、次のとおりとする。

1 条例第9条柱書関係（申請手続の基準）

条例第7条の規定による住民への周知が、下記（1）から（4）までに照らして、その方法及び内容において、特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるための十分なものと認められない場合は、不許可の要件として条例第9条に定める「その申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるとき」に該当するものと判断する。

(1) 周知の内容

周知する特定再生資源屋外保管業の内容は、住民への周知を規則第3条各号に規定するいずれの方法によって実施するかにかかわらず、規則第4条各号に規定する事項が全て含まれたものであること。

(2) 説明会を開催する場合の手続

住民への周知を規則第3条第1号に規定する説明会の開催によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 日時、場所等

説明会を開催する日時及び場所について、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して定められていること。

また、会場の選定に当たっても、特定区域に居住する住民の数を考慮して、十分な広さ及び適切な設備を有するものが選定されていること。

イ 開催の周知

説明会の開催の日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に対して周知されていること。

また、この開催の周知に当たっては、多くの住民が参集できるよう十分な周知期間が設けられていること。

ウ 開催の周知の方法

開催の周知の方法について、説明会の開催の日時、場所等を記載した書面の特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所での掲示、自治会、町内会等を通じた回覧その他の適当な方法により行われていること。

(3) 書面を配布する場合の手続

住民への周知を規則第3条第2号に規定する書面の配布によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

書面を配布する方法について、特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、自治会、町内会等を通じた配布その他の特定区域に居住する住民のできる限り全員に行き渡るような適当な方法により行われていること。

イ 実施期間

書面の配布後、住民がその内容を確認するための時間を確保するため、許可申請までに十分な実施期間が設けられていること。

(4) 掲示及びインターネットの利用による場合の手続

住民への周知を規則第3条第3号に規定する掲示及びインターネットの利用によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

掲示する方法は、掲示板等を用いて公衆の見やすい場所で実施する方法により行われていること。

インターネットを利用して住民の閲覧に供する方法は、ウェブサイト等に掲載し、広く一般に公開する方法により行われていること。

イ 実施期間

掲示及びインターネットの利用には、多くの住民に対する閲覧の機会を確保するため十分な実施期間が設けられていること。

なお、許可申請後も、少なくとも当該許可申請に対する許可又は不許可の処分がなされるまでの間は、掲示及び公開をしておく必要があること。

2 条例第9条第1号関係（特定再生資源屋外保管業の計画の基準）

(1) 保管物の高さに関する基準（条例第11条第2号）

特定再生資源屋外保管業の計画（以下「事業計画」という。）において、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第2号に規定する保管物の高さを遵守して保管をすることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別

イ 当該保管の場所における保管物の保管の高さに係る規則第6条第1項又は第2項の規定の適用関係

ウ 当該保管の場所における保管の作業の具体的な方法及び手順

エ 当該保管の場所の囲いに係る直接負荷部分の有無

オ イからエまでに照らして、当該保管の場所において保管をすることができる最高の高さ

(2) 火災対策に関する基準（条例第11条第3号）

事業計画において、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第3号に規定する措置を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別

イ 当該保管の場所における保管物に係る規則第7条第1号から第3号までの規定の適用関係

ウ 規則第7条第1号に規定する措置として、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

(3) 汚水対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を定めていること。

- ア 保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破碎等の作業その他の工程による汚水の発生の有無を示したもの
- イ 汚水の回収及び処理の方法（汚水を事業場外に放流せず循環利用する方法、汚水を処理し事業場外に放流する方法その他の汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な方法に限る。）
- ウ 条例第11条第4号の「必要な措置」として、次に掲げる措置を講じることを定めていること。
 - (ア) 汚水を処理し事業場外に放流する場合にあっては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講じること。
 - (イ) 汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

(4) 悪臭対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うことを定めていること。

(5) 騒音・振動対策に関する基準（条例第11条第5号）

事業計画において、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように、条例第11条第5号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、次に掲げる措置を講じることを定めていること。

- ア 早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破碎等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限すること。
- イ 騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

3 条例第9条第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(1) 囲いの設置の基準

条例第9条第2号イの囲いは、次の基準を満たすものであること。

- ア 囲いは、保管の場所の全周囲に設けられていること。

ただし、次に掲げる場合には、それぞれ必要な部分に囲いが設けられていれば、基準を満たすものと判断する。

- イ 特定再生資源屋外保管事業場の全体が基準を満たす囲いによって囲まれている場合には、これを保管の場所の周囲に設けた囲いとする事で、保管の場所ごとに別の囲いを設ける必要はないこと。
- ウ 保管の場所が切り立った崖に面する崖下に位置している場合など、地形その他の自然的条件によって特定再生資源屋外保管事業場から保管物が崩落するおそれがない立地であると認められる部分がある場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はないこと。

(2) 囲いの構造耐力の基準

条例第9条第2号ロの「構造耐力上安全である」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、囲いが倒れ、又は壊れること等により、保管物が周辺に崩落しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであること。
- イ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に変形又は損壊により保管物が周辺に崩落するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(3) 底面の不浸透措置の基準

条例第9条第2号ハの「保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われている」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 油を含む汚水の地下浸透を防止するため、床面をコンクリート敷設することその他鋼板との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。
- イ 保管物の自重、積み上げる作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。
- ウ 底面には、油を含む汚水が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。
- エ 書類及び図面によって、底面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該底面が油を含む汚水の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に破損等により油を含む汚水が地下に浸透するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(4) 油水分離装置等の設置の基準

条例第9条第2項ハの「油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられている」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 不浸透性の材料で覆われた底面の上を流れる油を含む汚水が保管等の場所から流出しないように、底面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。
- イ 排水溝によって集水した油を含む汚水から油を分離し、回収するため、排水溝と接続する適当な場所に油水分離装置を設置すること。
- ウ 油水分離装置及び排水溝は、流入する油を含む汚水を処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、油を含む汚水の量だけでなく、流入する雨水等の量も勘案すること。
- エ 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝が油を含む汚水を保管等の場所から流出させるおそれがないものであることを十分に示すこと。

4 条例第9条第3号関係（欠格事由の基準）

(1) 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

条例第9条第3号ニの「特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者」とは、同号イからハまで及びホからチまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、特定再生資源屋外保管業に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

- ア 過去において、繰り返し条例に基づく許可の取消処分を受けている者
- イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）
- ウ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）

エ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

条例第9条第3号チの「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれる。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

第3 特定再生資源屋外保管業変更許可申請の審査基準

条例第12条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の変更の許可の申請に係る審査基準については、第2の2から4までの基準を準用する。

4. 許可申請に係る事前協議に関する指導要綱

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号。以下「条例」という。）及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和五年千葉県規則第七十一号。以下「規則」という。）と相まって、保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において用いる用語の意義は、条例及び規則の例による。

(申請者の責務)

第三条 条例第八条第一項の規定による許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、条例その他関係法令等で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、特定再生資源屋外保管業に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
- 3 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用に関する計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。
- 4 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(事前協議)

第四条 申請者は、条例第八条第一項の規定による許可の申請をするに当たって、あらかじめ、特定再生資源屋外保管業事前協議書（別記第一号様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に係る協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

- 2 申請者は、前項の事前協議書には、次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
 - 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - 六 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
 - ヘ その他知事が定める事項
 - 七 その他知事が必要と認める書類等

(関係市町村長に対する意見聴取)

第五条 知事は、前条第一項の規定による事前協議書の提出を受けたときは、当該事前協議書の写しを関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。

- 一 関係市町村が定めた土地利用に関する計画及び環境保全に関する計画への適合状況
 - 二 関係市町村の所管事務に係る事項
- 2 関係市町村長は、前項の規定により意見を述べるに当たり、申請者に対し、必要な説明を求めることができる。

(現地調査)

第六条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議書の提出を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置)

第七条 県に、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置について適正な指導を期するため、千葉県特定再生資源屋外保管業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第八条 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課長（以下「ヤード・残土対策課長」という。）は、第四条第一項の規定により提出された事前協議書を協議会の審査に付するものとする。

- 2 ヤード・残土対策課長は、前項の規定により事前協議書を協議会の審査に付するときは、第五条第一項の規定により聴取した関係市町村長の意見をあわせて協議会に提出するものとする。
- 3 ヤード・残土対策課長は、協議会の審査のため必要と認める場合には、申請者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審査指示)

第九条 知事は、協議会の審査結果に基づき、申請者に対し、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たって留意すべき事項又は変更すべき事項の指示（以下「審査指示」）をするものとする。

- 2 知事は、前項の規定による審査指示をするに当たり、県民の生活の安全又は生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第十条 申請者は、前条第一項の規定による審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示の調整の報告等)

第十一条 申請者は、前条の規定による調整が終了したときは、調整結果について記載した報告書（別記第二号様式。以下「審査指示調整報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による審査指示調整報告書の提出を受けたときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認の結果、前条の規定による調整が終了していないと認められる場合には、申請者に対し、関係機関との再調整を行うよう指示するものとする。
- 4 前条並びに第一項及び第二項の規定は、前項の規定による再調整に準用する。

(住民への周知)

第十二条 申請者は、条例第七条並びに規則第三条及び第四条の規定により、特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、特定再生資源屋外保管業の内容を周知するものとする。

- 2 住民への周知は、特段の事情がある場合を除き、規則第三条第一号に規定する特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会（以下「説明会」という。）を開催することにより行うものとする。

(説明会の開催)

第十三条 説明会を開催する日時、場所等は、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により説明会を開催する日時、場所等を定めるに当たって、県又は県が指定する者に対し、意見を聴くことができる。
- 3 申請者は、説明会を開催するに当たっては、説明会を開催する日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に周知するものとする。

(その他の措置)

第十四条 申請者は、その責めに帰することのできない事由として次の各号に掲げる事由により説明会を開催することができない場合は、規則第三条第二号又は第三号に規定する方法により、住民への周知を行うものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
 - 二 申請者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないこと。
- 2 前項の場合において、申請者は、説明会を開催することができない事由を記録した書面を作成し、次条第一項の報告書に添付するものとする。

(住民への周知の実施の報告等)

第十五条 申請者は、住民への周知を実施したときは、実施結果について記載した報告書(第三号様式。以下「住民周知実施報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による住民周知実施報告書の提出を受けたときは、条例第七条の規定の趣旨に照らして、その内容を確認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認の結果、住民への周知が十分に実施されていないと認められる場合には、申請者に対し、住民への周知を再実施するよう指示するものとする。
- 4 第十二条から前条まで並びに第一項及び第二項の規定は、前項の規定による再実施に準用する。

(事前協議の終了通知)

第十六条 知事は、第十一条第一項の規定による審査指示調整報告書及び前条第一項の規定による住民周知実施報告書の提出によつて、この要綱に基づく事前協議の手續が完了したと認められる場合には、申請者に対し、事前協議が終了した旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による通知をしたときは、第五条第一項の規定により意見を聴いた関係市町村長に対し、当該通知の写しを送付するものとする。

(事前協議の変更)

第十七条 申請者は、第四条第一項の規定により知事に提出した事前協議書の記載事項に変更があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事は、必要に応じ、申請者に対し、変更に係る事項を記載した事前協議書の再提出を指示するものとする。

(事前協議の取下げ)

第十八条 申請者は、第四条第一項の規定による事前協議を取り下げる場合には、事前協議取下書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(報告の求め)

第十九条 知事は、申請者に対し、必要に応じ、第十条の規定による調整及び第十二条第一項の規定による住民への周知の実施の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の中断)

第二十条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議に関連する事項に関し、申請者が条例その他関係法令等に基づく是正又は改善を求める勧告、命令等を現に受けている場合においては、当該是正又は改善が行われるまでの間、この要綱に基づく手續を中断することができる。

(台帳の整備)

第二十一条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議について、その内容を記載した台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第二十二条 この要綱に基づき知事に提出する書類等の提出先は、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課とする。

(提出書類の部数)

第二十三条 この要綱に基づき知事に提出する書類等の提出部数は、次項に規定する場合を除き、知事の指示する部数とする。

- 2 次の各号に掲げる書類の提出部数は、一部とする。
- 一 第十一条第一項の規定による審査指示調整報告書
 - 二 第十五条第一項の規定による住民周知実施報告書
 - 三 第十八条の規定による事前協議取下書

5. 様式集

(1) 規則様式

第一号様式 (第五条第一項)

(第1面)

特定再生資源屋外保管業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積	所在地	敷地面積 (実測)	m ²	
特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備				
保管				
保管の場所	位置	面積	特定再生資源の区分	保管物を積み上げる高さ
1		m ²	一 金属スクラップ 二 プラスチック類 三 雑品スクラップ	
2		m ²	一 金属スクラップ 二 プラスチック類 三 雑品スクラップ	
3		m ²	一 金属スクラップ 二 プラスチック類 三 雑品スクラップ	
4		m ²	一 金属スクラップ 二 プラスチック類 三 雑品スクラップ	
5		m ²	一 金属スクラップ 二 プラスチック類 三 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				
積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力				

(破碎等をする場合)				
破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法	
1		m ²	一 破碎 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄	
2		m ²	一 破碎 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄	
3		m ²	一 破碎 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄	
4		m ²	一 破碎 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄	
5		m ²	一 破碎 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄	
破碎等の作業の方法及び手順				
破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力				

注

- 1 「特定再生資源の区分」の欄には、保管をする特定再生資源の区分のうち、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 「破碎等の種類及び方法」の欄には、破碎等の種類について該当するものに丸印を記入し、その方法について具体的に記入すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">一 条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面二 事業計画の概要を記載した書類三 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図四 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書五 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し六 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類七 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）八 申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面九 申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）十 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書<ul style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法ヘ その他知事が定める事項
	千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

(第3面)

申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名		
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所	
	役職名			
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株	出資の額		
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
				割合
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		保有する株式の数 又は出資の金額	
			割合	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第6面)

現場責任者

現場責任者			
(ふりがな) 氏 名		住所	
生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号
		男・女	
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者			
(ふりがな) 氏 名		住所	
生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第二号様式（第八条第一項）

（第1面）

特定再生資源屋外保管業変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について
変更したいので、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第12条第1項本文の規定
により、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

(第2面)

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">一 変更後の事業計画の概要を記載した書類二 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書三 次に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書<ul style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法ヘ その他知事が定める事項四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類六 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）七 申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面八 申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）九 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
	千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

(第3面)

申請者が条例第12条第2項において準用する条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名		
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所	
	役職名			
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株	出資の額		
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
				割合
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		保有する株式の数 又は出資の金額	
			割合	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第三号様式（第九条第一項）

変更届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について
変更したので、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第12条第3項の規定により、
関係書類及び図面を添えて、次のとおり届け出ます。

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

注

- 届出者の氏名若しくは名称又は住所の変更については、住民票の写しを添付すること。
届出者が法人である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名の変更については、登記事項証明書を添付すること。
- 届出者に係る条例第9条第3号へに規定する法定代理人の変更については、新たに法定代理人になった者の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）を添付すること。
- 届出者に係る役員の変更については、新たに役員になった者の住民票の写しを添付すること。
- 届出者に係る発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の変更については、新たにこれらの者になったものの住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書を添付すること。
- その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。

別紙 1

届出後の状況（許可を受けた者が条例第9条第3号へに規定する未成年者の場合）

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所
	役職名		
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙 2

届出後の状況（許可を受けた者が個人である場合）

申請者			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所
		男・女	

別紙 3

届出後の状況（許可を受けた者が法人である場合）

申請者				
(ふりがな) 名 称			主たる事務所の所在地	
役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日		性別	住所
	役職名			
			男・女	
			男・女	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株	出資の額	
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
				割合
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地			保有する株式の数 又は出資の金額
				割合

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙 4

届出後の状況（現場責任者）

現場責任者			
(ふりがな) 氏 名		住所	
生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号
		男・女	
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者			
(ふりがな) 氏 名		住所	
生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第四号様式（第十条）

廃業等届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第13条各号のいずれかに該当することとなつたので、同条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管業	
許可番号	
特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の事由	一 死亡 二 法人の合併による消滅 三 法人の破産手続開始の決定による解散 四 法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 五 許可に係る特定再生資源屋外保管業の廃止
保管物の取扱い方針	

注

- 「廃業等の事由」の欄には、条例第13条各号の廃業等の事由のうち、該当するものに丸印を記入すること。
- 廃業等の時点で残置されている保管物がある場合は、「保管物の取扱い方針」の欄に、今後の取扱い方針について具体的に記入すること。
- 特定再生資源屋外保管事業場の現状における現場写真を添付すること。

第五号様式（第十一条第一項）

特定再生資源屋外保管業に関する標識			
許可の年月日		許可番号	
特定再生資源屋外保管業者			
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
連絡先の電話番号			
特定再生資源屋外保管事業場			
所在地	平面図		
敷地面積 （実測）			
	㎡		
特定再生資源屋外保管業の内容			
保管をする特定再生資源の区分			
保管の高さ（最高）		破砕等の種類（破砕等をする場合）	
現場責任者			
氏名（役職）		連絡先の電話番号	
特記事項			

注 標識の寸法は、縦及び横それぞれ90センチメートル以上とする。

第六号様式（第十四条）

（表）

写 真	第 号
	職 氏 名
	生年月日
	上記の者は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する 条例第21条第1項の規定により立入検査を行う者であることを 証明する。
	年 月 日発行
	千葉県知事 印

（裏）

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例抜粋

（立入検査）

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源屋外保管業を行っている者と認められる者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七号様式（第十五条）

適用除外申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出者



千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第27条第1項の規定により同条例の規定の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出ます。

適用の除外を受けようとする区域	市（町・村）の区域
適用を除外する日	年 月 日
本市（町・村）が講じた（講じようとする）特定再生資源の屋外における保管に対する施策の内容	
備 考	

(2) 指導要綱様式
事前協議指導要綱
第一号様式 (第四条第一項)

特定再生資源屋外保管業事前協議書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の規定により許可の申請をしようとする特定再生資源屋外保管業に関し、千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第4条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置について、協議します。

(関係書類等)

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること (申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類
- 六 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
 - ヘ その他知事が定める事項
- 七 その他知事が必要と認める書類等

別紙（事前協議指導要綱第一号様式）

1	特定再生資源屋外保管事業場の所在地に係る 都市計画法に基づく用途地域	
2	特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積 うち開発をする（した）面積 うち転用しようとする農地の面積	
3	建築物の概要 （当該建築物の都市計画法上の取扱い）	
4	特定再生資源屋外保管事業場内の樹木の有 無、樹木の種類及び伐採の有無	
5	地域森林計画との関係	
6	危険物等に関する事項	①貯蔵する危険物・指定可燃物の種類及び量 並びに保管容器の種類及び量 ②取り扱う危険物・指定可燃物の1日当たり の取扱量 ③高圧ガスの取扱方法
7	掘削土砂の量及びその処分方法	
8	土地改良事業の実施の有無	
9	排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	
10	特定再生資源屋外保管事業場で使用する水の 水源	
11	事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	
12	特定再生資源屋外保管事業場内の赤道・青道 の有無及び取扱方法	
13	特定再生資源屋外保管事業場に隣接した国 道、県道、市町村道等の公共財産の有無、境 界確定協議の状況及び歩道の有無	
14	埋蔵文化財の有無に係る照会文書の提出及び 確認の有無	
15	別の場所に設置を計画している特定再生資源 屋外保管事業場の有無	

注 排水及び雨水を場外に放流する場合にあつては、25000分の1の地図に特定再生資源屋外
保管事業場の位置及び公共用水域までの排水経路を記載した図面を添付すること。

事前協議指導要綱
第二号様式（第十一条第一項）

審査指示調整報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第9条第1項の規定による下記の事前協議に係る審査指示について、同要綱第10条の規定による関係機関との調整が終了したので、同要綱第11条第1項の規定により、別紙のとおり調整結果を報告します。

記

事前協議書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
審査指示年月日	年 月 日		

別紙（事前協議指導要綱第二号様式）

1	審査指示	関係機関
	調整結果	
2	審査指示	関係機関
	調整結果	
3	審査指示	関係機関
	調整結果	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

事前協議指導要綱
 第三号様式（第十五条第一項）

住民周知実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
 担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第7条の規定により住民への周知を実施したので、千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第15条第1項の規定により、次のとおり実施結果を報告します。

説明会の開催日時	年 月 日 時から 時まで
説明会の開催場所	
説明会の開催状況	説明の概要 出席の状況 質疑応答の内容
説明会を開催する日時、場所等の周知の方法	

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、別に記載した書面を作成し、別紙として添付すること。
- 2 説明会で配布した資料等を添付すること。
- 3 その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができなかった場合は、その事由を記録した書面を添付し、別紙により実施した住民への周知の詳細を報告すること。

事前協議指導要綱
第四号様式（第十八条）

事前協議取下書

年 月 日

千葉県知事 様

取下者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第18条の規定により、事前協議を取り下げます。

事前協議書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
取下げ理由			

(3) 手引様式
特定再生資源屋外保管業の手引
第一号様式

誓 約 書

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第9条第3号に規定する欠格要件

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ロ この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 第19条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ニ 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの
- ト 法人でその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
